

東彼杵町公共施設等総合管理計画

【改訂版】

令和4年3月

東彼杵町

目 次

第1章	はじめに.....	1
§1.	計画策定の背景と目的.....	1
§2.	計画の位置づけ.....	3
§3.	計画期間.....	4
§4.	計画の対象施設.....	4
第2章	公共施設等の現況.....	5
§1.	公共施設（建築施設）の現況.....	5
§2.	施設の現況.....	9
§3.	インフラ施設の現況.....	34
第3章	現状や課題に関する基本認識.....	36
§1.	人口動向について.....	36
§2.	財政状況について.....	41
§3.	施設保有量の推移.....	44
§4.	将来の更新費用の見通し.....	46
§5.	見直しによる現況保有量における将来更新費用の見通し.....	49
§6.	現状や課題に関する基本認識.....	50
第4章	公共施設の管理に関する基本的な考え方.....	51
§1.	基本的な考え方.....	51
§2.	基本原則.....	51
§3.	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に向けた基本方針.....	52
第5章	公共施設の維持管理・更新等に関する目標.....	60
§1.	長寿命化による維持管理・更新等にかかる経費の見込み.....	60
§2.	公共施設の維持管理・更新に関する目標.....	61
第6章	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	62
第7章	総合的かつ計画的な管理に向けた方策.....	69
§1.	総合的かつ計画的な管理に向けた方策.....	69
§2.	地方公会計の活用.....	70
§3.	フォローアップの実施方針.....	70
§4.	計画の推進スケジュール.....	71

第1章 はじめに

§1. 計画策定の背景と目的

我が国は、急速な高齢化と少子化が同時に進行する、かつて経験したことのない人口減少社会を迎えようとしています。東彼杵町（以下「本町」といいます。）も同様に、本町の人口は、1945年(昭和20年)から1955年(昭和30年)頃をピークに人口減少に転じ、2020年(令和2年)の国勢調査では7,721人となっています。今後も人口減少が続き、2060年(令和42年)には5,600人まで減少することが予想されています。また、本町と全国、長崎県、近隣2町(川棚町、波佐見町)の高齢化率を比較すると、本町の高齢化率が最も高くなっています。そのため、他の地域よりも早急に少子化に関する対策や人口流出を抑制する対策が求められています。同時に、行政における財政状況のひっ迫、公共施設の老朽化、大規模自然災害の発生等地球規模での環境の変化、ICT(情報通信技術)の発展、住民ニーズの多様化、さらには防災意識の高揚等、これまで以上に地方自治体の施設管理、そして行政サービスの在り方に対する認識と仕組みの変化が求められています。

本町の公共施設等は、昭和50年代から60年代に建設されたものが多く、それらの公共施設等の改修や更新時期が一斉に到来し、改修・更新に係る多額の費用が発生することが見込まれています。今後も今あるすべての公共施設等を維持し続けることは財政的にも困難な状況であり、公共施設等の老朽化対策は今後の健全な財政運営の実現に向けて大きな課題となっています。そのため、本町の公共施設等の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化を計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化するとともに、人口推移や今後の財政状況を踏まえ、公共施設等の最適な配置を実現するための取組が必要となります。

このような背景のもと、今後も持続的に公共施設等のサービスを提供していくため、公共施設等の配置のあり方や維持管理の方向性等を示す「東彼杵町公共施設等総合管理計画(以下「町総合管理計画」といいます。))を2017年(平成29年)3月に策定しました。

令和3年度で「町総合管理計画」で設定した見直し期間の5年目を迎えることと、国から「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂2018年(平成30年)2月、総務省通知)」により計画の継続的な見直し・充実等が求められていることに加え、2021年(令和3年)に「東彼杵町公共施設等総合管理計画」に基づく「東彼杵町公共施設長寿命化計画」を策定したことから、町総合管理計画の見直しを行い、町総合管理計画改訂版(以下「本計画」といいます)を策定するものとします。

表 本町と全国、長崎県及び近隣2町の高齢化率の推移

国勢調査年	東彼杵町	全国	長崎県	波佐見町	川棚町
平成12年	24.7%	17.3%	20.8%	20.2%	19.4%
平成17年	27.5%	20.1%	23.6%	23.4%	22.3%
平成22年	30.5%	23.0%	26.0%	25.5%	25.1%
平成27年	33.8%	26.6%	30.1%	29.3%	29.5%
令和2年	38.7%	28.6%	32.8%	32.2%	33.0%

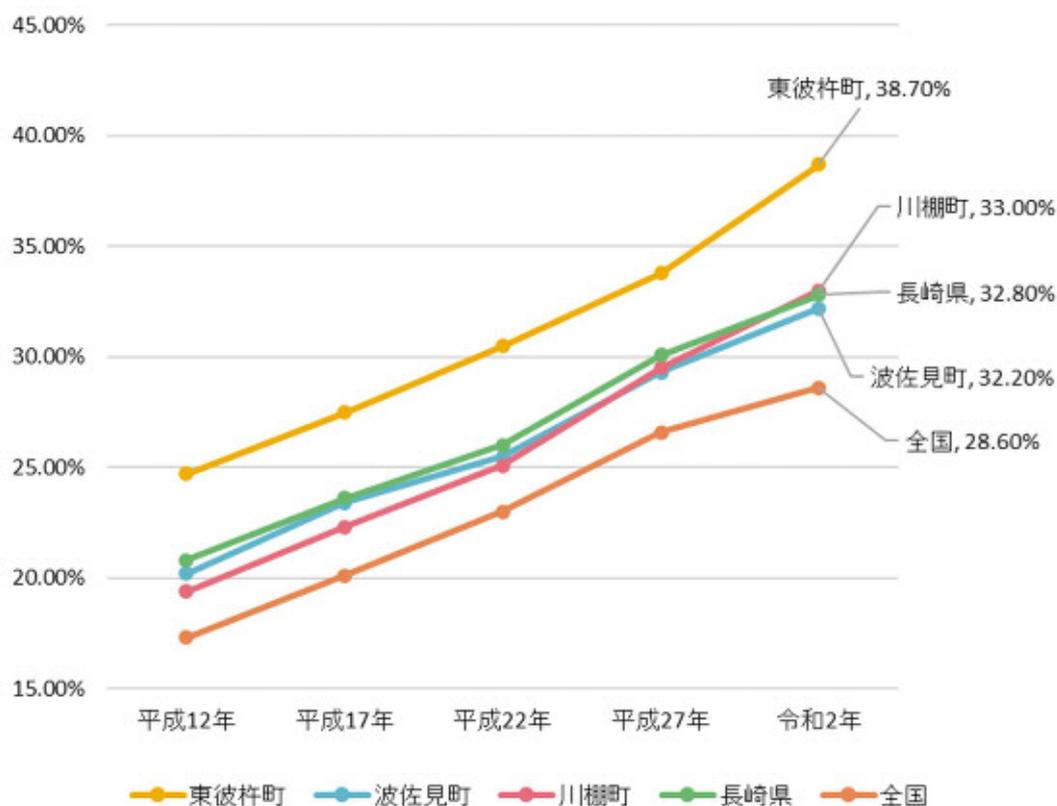


図 本町と全国、長崎県及び近隣2町の高齢化率の推移

§ 2. 計画の位置づけ

町総合管理計画は、本町の最上位計画である「第5次東彼杵町総合計画」と整合を図り、「第5次行政改革大綱」と連動し、本町の公共施設等の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化を計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化することとしています。

改訂版においても同様の位置づけとし、個別計画との整合を図るとともに、今後策定する個別計画については、本計画に基づき、策定します。

また令和4年度策定予定の「東彼杵町過疎地域持続的発展計画」は、本計画の方針と整合をとるものとしします。

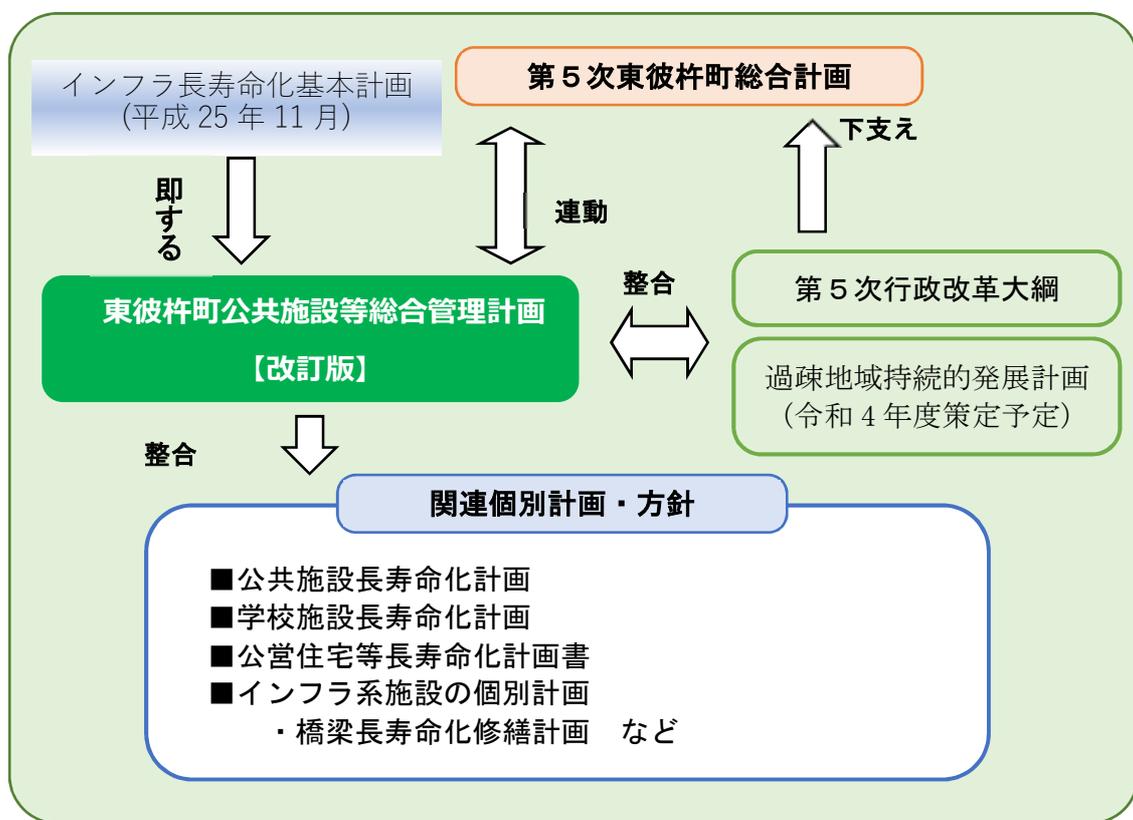


図 東彼杵町公共施設等総合管理計画の位置づけ

§ 3. 計画期間

本町の公共施設は、昭和 50 年代から 60 年代に建築された建物が多く、高度経済成長に続く 10 年の期間やバブル期に整備された公共施設やインフラ施設の改修時期は、今後数年間に集中することが予想されます。

町総合管理計画の計画期間は、長期的な視点に立ち、40 年間（平成 29 年度～令和 38 年度）と設定しています。また、個別計画の見直し等により、5 年ごとに町総合管理計画の見直しを行うことを基本としています。よって策定から 5 年となる令和 3 年に見直しをおこない、今後も 5 年ごとに見直しをおこなうものとします。

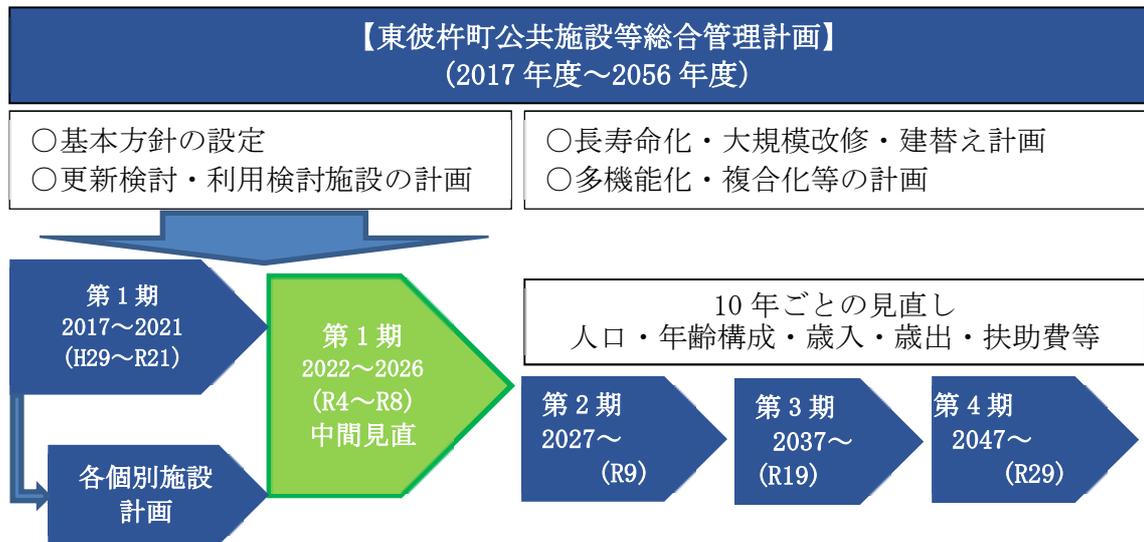


図 計画期間のイメージ

§ 4. 計画の対象施設

本計画では、本町が保有する公共施設（建築施設）及びインフラ系施設を含む全ての公共施設を対象施設とします。

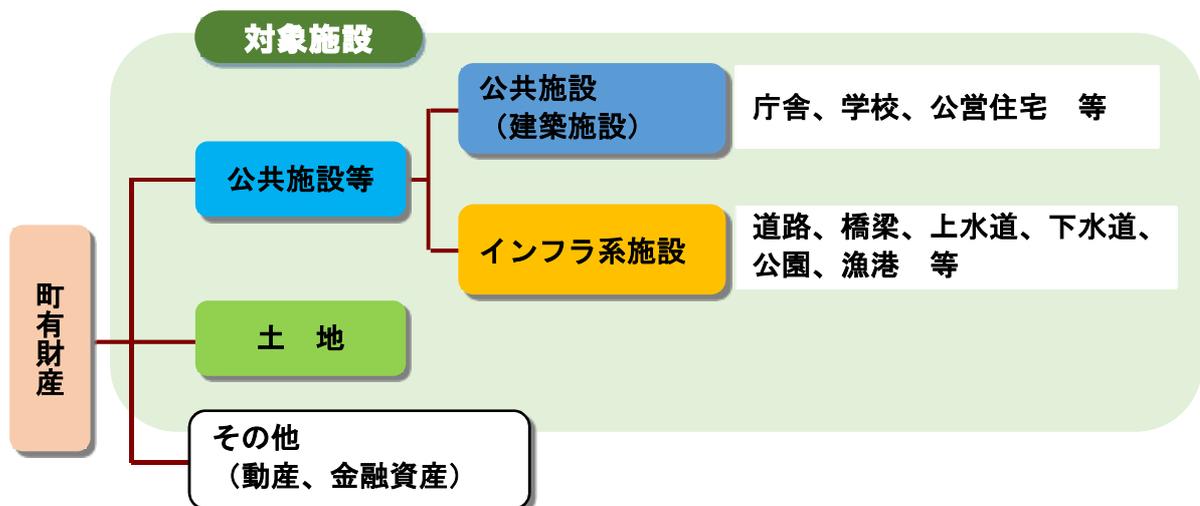


図 計画の対象施設

第2章 公共施設等の現況

§1. 公共施設（建築施設）の現況

1. 建築物の保有量

本町が保有する公共施設の総延床面積は、53,564㎡（77施設）となっています。（上下水道施設は除く）これらの延床面積を類型別にみると、学校教育系施設の学校が13,970㎡（26.2%）、公営住宅等が9,502㎡（17.8%）、町民文化系施設のうち文化施設が4,064㎡（7.6%）の順となっており、これら施設で全体の約51.6%を占めています。

表 類型別公共施設の保有状況

大分類	中分類	施設数	延床面積 (㎡)	構成比	
				施設数	延床面積
町民文化系施設	集会施設	3	1,144	3.8%	2.0%
	文化施設	1	4,064	1.3%	7.1%
社会教育系施設	図書館	1	1,261	1.3%	2.2%
	博物館等	1	1,828	1.3%	3.2%
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	5	2,371	6.4%	4.1%
	レクリエーション施設・ 観光施設	2	775	2.6%	1.4%
産業系施設	産業系施設	7	4,044	9.0%	7.1%
学校教育系施設	学校	3	13,970	3.8%	24.4%
	その他教育施設	2	2,487	2.6%	4.3%
子育て支援施設	幼児・児童施設	1	378	1.3%	0.7%
保健・福祉施設	保健施設	2	2,898	2.6%	5.1%
行政系施設	庁舎等	3	2,307	3.8%	4.0%
	消防施設	14	754	17.9%	1.3%
	その他行政系施設	1	599	1.3%	1.0%
公営住宅等	公営住宅等	9	9,502	11.5%	16.6%
公園	公園	5	97	6.4%	0.2%
供給処理施設	供給処理施設	1	33	1.3%	0.1%
その他（建築施設）	その他（建築施設）	17	8,841	21.8%	15.4%
合 計		78	57,353	100.0%	100.0%

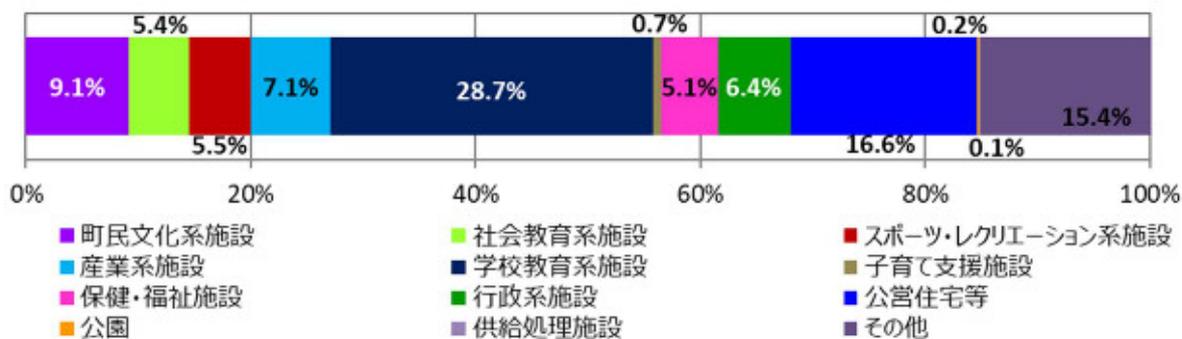


図 類型別延床面積の割合

（資料）時点：令和元年度（2019年度）末現在（上下水道施設は除く）

※端数処理（四捨五入）の関係で、合計が一致しない場合や100%とならない場合があります。

2. 建築年別の整備状況

建築年別の整備状況をみると、本町が保有する公共施設の延床面積の割合が最も多い学校教育系施設については、昭和55年（1980年）～昭和62年（1987年）にかけて多く建築されています。

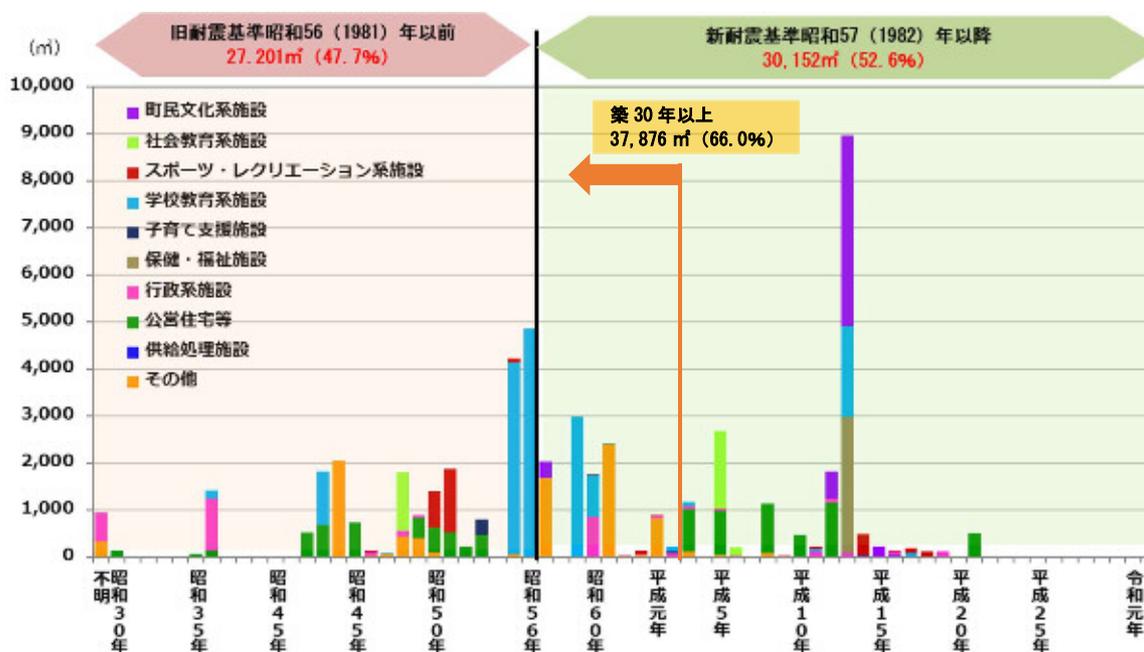


図 建築年別の整備状況（延床面積）

3. 施設の老朽化の現状

築30年以上（平成2年以前の建築物）の公共施設の延床面積は、37,876 m²（約66.0%）となっており、今後、これら施設について、老朽化の進行に応じて順次、大規模改修、建替え及び除却が必要となります。

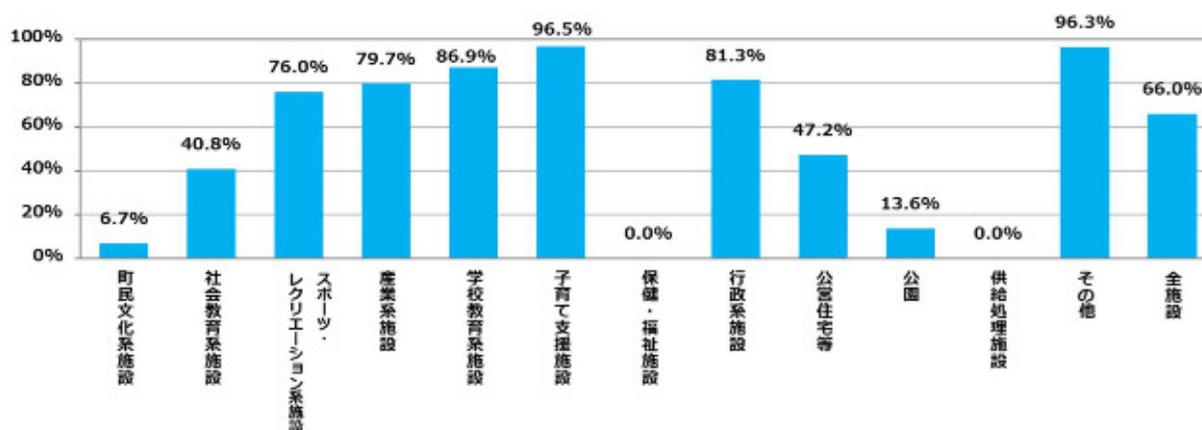


図 類型別築30年以上の延床面積割合

4. 耐震基準の状況

新耐震基準となる昭和57年（1982年）以降に建てられた施設は、延床面積で30,152㎡（約52.6%）となっています。一方で、旧耐震基準となる昭和56年（1981年）以前に建てられた施設は、27,201㎡（約47.7%）となっています。学校施設等は耐震改修が行われていますが、居住性の無い施設や、普通財産などには耐震性能が保たれていないことが想定されます。

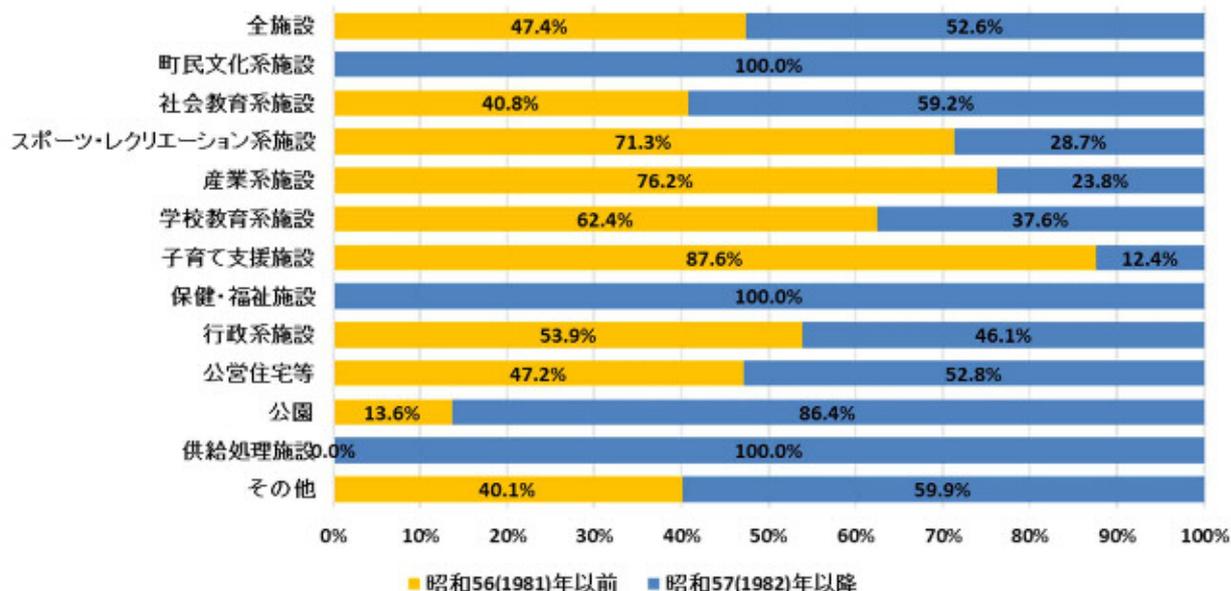


図 類型別新旧耐震基準別の延床面積割合

5. 町民一人あたり公共施設延床面積

本町の町民一人あたり公共施設延床面積は、7.4㎡/人となっています。全国平均（3.7㎡/人）と本町を比較すると、本町は約1.9倍の保有量を有しています。長崎県内自治体平均が5.5㎡/人で県の平均も上回っています。

現在の公共施設の保有量を、仮に令和42年（2060年）まで、そのまま保有し続けるとした場合、本町の町民一人あたり公共施設延床面積は、現在の約1.4倍（7.4㎡/人→10.2㎡/人）になることが見込まれます。

（資料）

- ・本町及び全国・他自治体人口：令和2年国勢調査
- ・公共施設の延床面積／本町：令和元年度（2019年度）末現在（上下水道施設は除く）
- ・全国平均の延床面積：総務省平成30年度公共施設状況調査により算出
- ・本町の公共施設の町民一人あたり延床面積（7.43㎡/人）
＝本町の公共施設の延床面積（57,353㎡）÷本町の人口（7,721人）
- ・公共施設の町民一人あたり延床面積（10.24㎡/人）
＝本町の公共施設の延床面積（57,353㎡）÷2060年の人口（5,600人）
- ・2060年の人口：「東彼杵町人口ビジョン」人口の将来展望

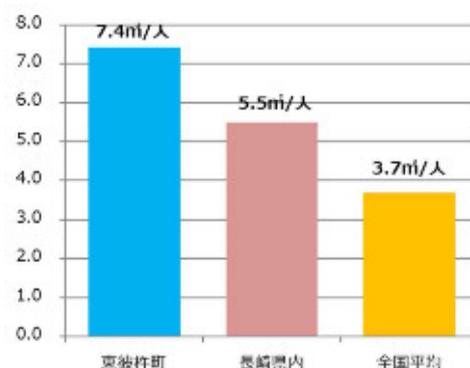


図 一人あたり公共施設の延床面積の全国、長崎件との比較

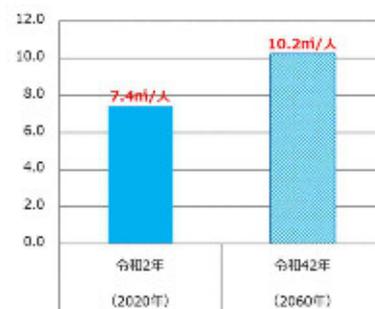


図 本町の将来の一人あたり公共施設の延床面積

それぞれの人口に対する一人当たりの延床面積の分布状況は以下のようになります。

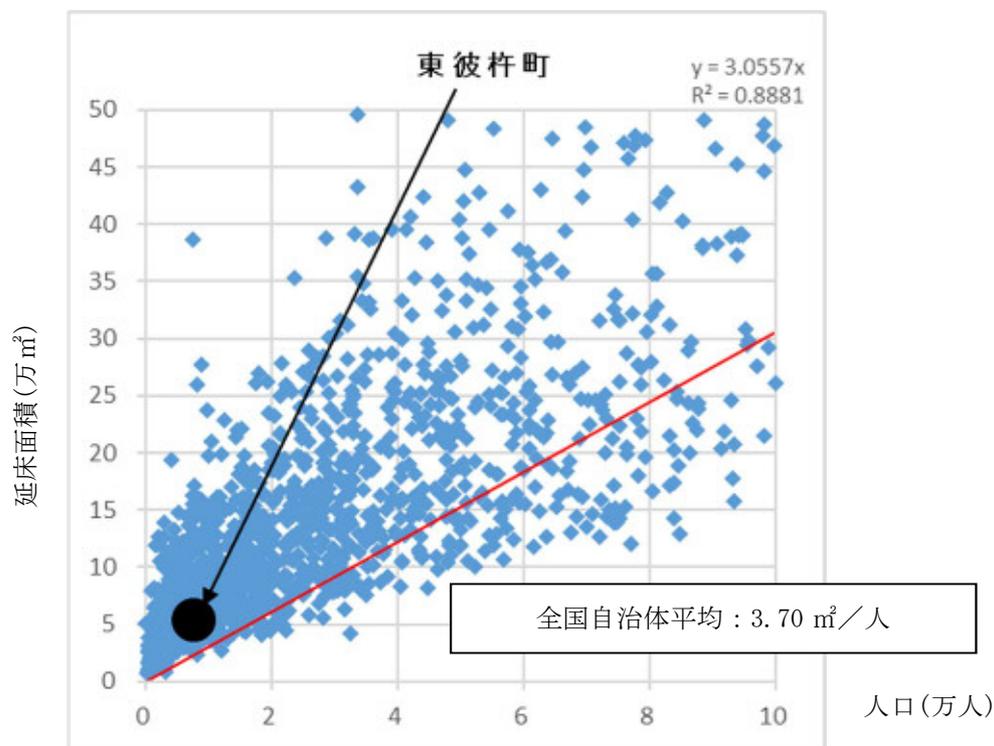


図 全国の自治体別の施設量（延床面積）と総人口の関係

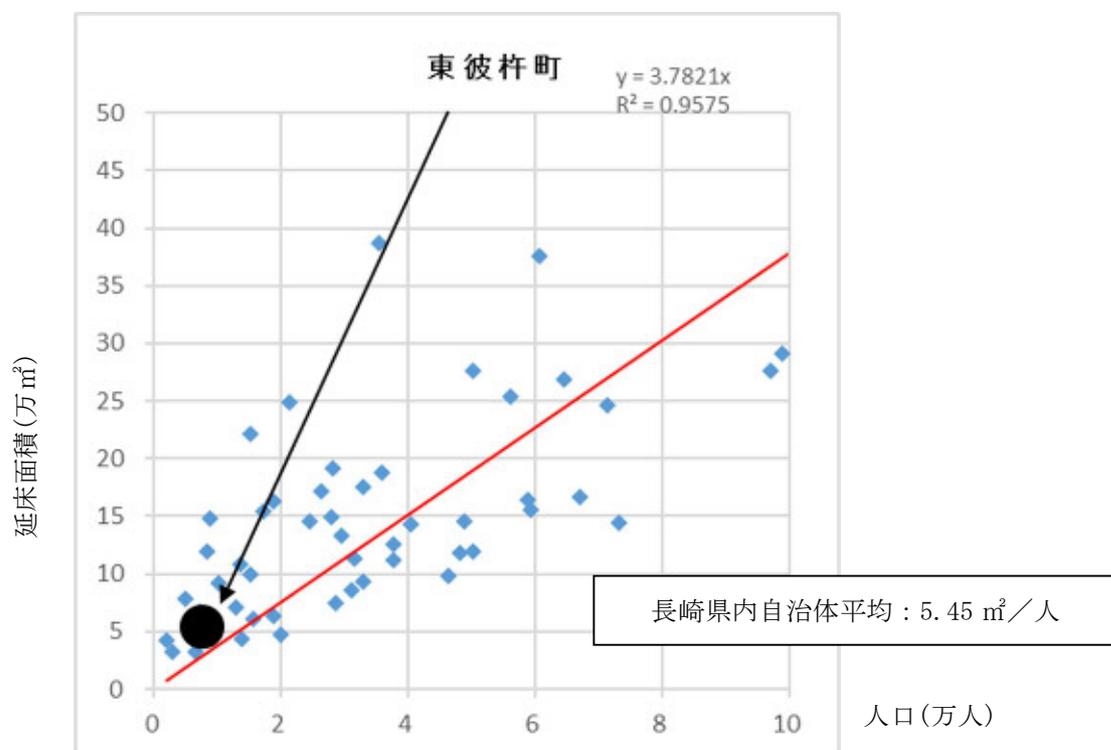


図 長崎県内自治体別の平均施設量（延床面積）と総人口の関係

§ 2. 施設の現況

1. 町民文化系施設

中分類	設置目的
集会施設	住民の社会教育、体育その他住民の文化活動発展に資することを目的に設置しています。
文化施設	地域住民の芸術文化の向上と生涯学習の推進を図ることを目的に設置しています。

中分類	施設名称	延床面積 (㎡)	備考
集会施設	大野原周辺地区集会所	349	
集会施設	東部地区コミュニティセンター	220	
集会施設	蕪みどり集会施設	574	
小計		1,144	
文化施設	総合会館（文化ホール）	4,064	
小計		4,064	
合計		5,208	

(1) 集会施設

集会所やコミュニティセンター等は、公共施設の施設類型上『町民文化系施設 集会施設』に分類されます。集会施設は、住民の社会教育、体育その他住民の文化活動発展に資することを目的に設置された施設です。本町では、3施設（1,144㎡）が設置されています。最も延床面積の大きい施設は、蕪みどり集会施設（574㎡）となっており、次いで大野原周辺地区集会所（349㎡）、東部地区コミュニティセンター（220㎡）となっています。建物状況は、大野原周辺地区集会所が築40年経過し、老朽化が進行しています。管理形態は、3施設ともに自治会等へ委託等の方法で行っています。

中分類	施設の現状・課題
集会施設	<ul style="list-style-type: none"> ○建設後30年を超える施設は、集会施設全体の約31%（延床面積ベース）となっています。老朽化が進行する施設の適切な維持管理、更新、統廃合、長寿命化等の方策について検討する必要があります。 ○管理形態は、すべての施設が自治会等へ委託しており、町と地区との共同管理となっています。 ○利用状況は、「東部地区コミュニティセンター」の利用者数が最も多く、増加傾向にありますが、利用者のほとんどが地区住民となっています。 ○利用者数が少ない施設は、施設のあり方の見直しや利用率向上のための対策を検討する必要があります。

(2) 文化施設

総合会館（文化ホール）は、公共施設の施設類型上『町民文化系施設 文化施設』に分類されます。文化施設は、地域住民の芸術文化の向上と生涯学習の推進を図ることを目的に設置された施設です。本町では、1施設（4,064㎡）が設置されています。総合会館（文化ホール）は、当該施設の他に教育センター、保健センター、福祉センターが集約され複数の機能を持った複合施設となっています。建物状況は、平成13年に建設され比較的新しい建物です。管理形態は、町の直営で行っています。

中分類	施設の現状・課題
文化施設	<ul style="list-style-type: none"> ○「総合会館（文化ホール）」は、平成13年に建設され、新耐震基準による建築物となっており、災害時の指定避難所に指定されています。 ○管理形態は、町の直営で行っています。 ○「総合会館（文化ホール）」は、他に教育センター、保健センター、福祉センターの複合施設となっています。 ○利用者数は減少傾向にあり、利用率向上のための対策を検討する必要があります。



図 施設配置図

※小学校区：国土交通省国土政策局「国土数値情報 小学校区データ」をもとに編集・加工

(以下施設配置図は同じ)

町民文化施設の維持・更新コストは、平成 30 年(2018 年)が最も大きく、次いで平成 28 年(2016 年)が大きくなっており、これは農村環境改善センターの運営維持管理費に起因しています。利用料金等の収入は、平成 30 年(2018 年)から徐々に減少しており、これは農村環境改善センターの収入減少に起因しています。

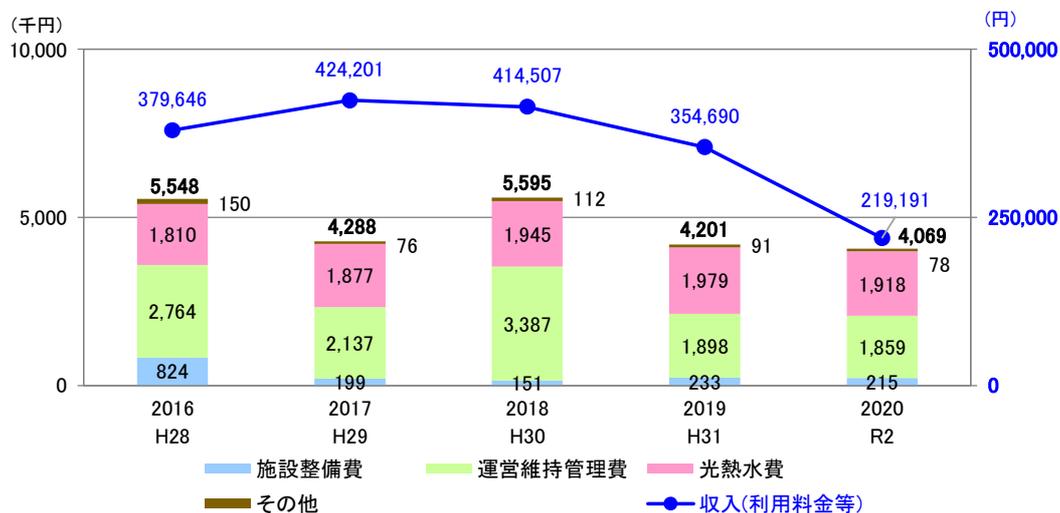


図 施設の年間維持・更新コスト及び収入の推移(町民文化施設合計)

(3) 対象施設の利用状況

東部地区コミュニティーセンターを除く町民施設の利用者数は、学習等供用施設むつみ荘の利用者数が多く、平成 28 年(2016 年)から令和元年(2019 年)まで増加していましたが、令和 2 年(2020 年)は大きく減少しています。

農村環境改善センターの稼働率は、平成 29 年(2017 年)から徐々に減少しており、令和元年(2019 年)以降は 1 割を切る稼働率となっています。

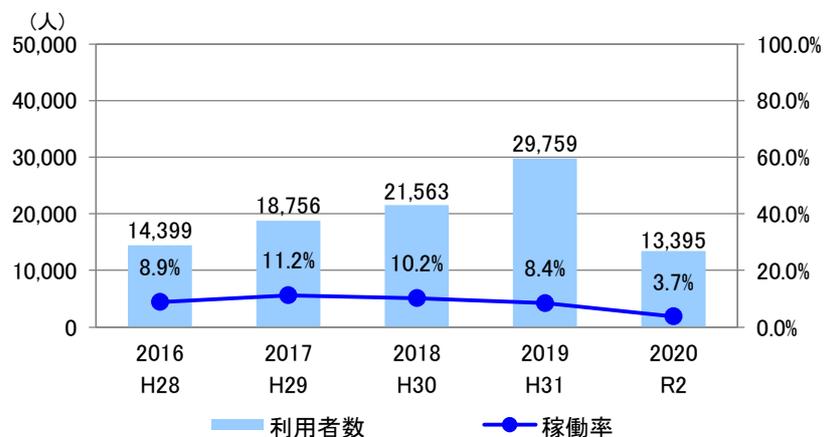


図 施設の年間利用者数及び稼働率の推移(町民文化施設合計)

2. 社会教育系施設

中分類	設置目的
図書館	住民の社会教育と文化活動発展に資することを目的に設置しています。
博物館等	東彼杵町の歴史的文化遺産等の資料を収集、保管、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的に設置しています。

中分類	施設名称	延床面積 (㎡)	備考
図書館	図書館（教育センター分室）	1,261	
博物館等	歴史民俗資料館	1,828	
合計		3,089	

※延床面積は少数端数処理をしているので、合計値が合わない場合があります。

(1) 図書館

図書館（教育センター分室）は、公共施設の施設類型上『社会教育系施設 図書館』に分類されます。図書館は、住民の社会教育と文化活動発展に資することを目的に設置された施設です。本町では、1施設（609㎡）が設置されています。図書館は、総合会館教育センター分室の1階部分に設置されており、2階部分は会議室として利用している複数の機能を持った複合施設となっています。

建物状況は、昭和48年に建設され築40年以上経過し、老朽化が進行しています。

管理形態は、町の直営で行っています。

中分類	施設の現状・課題
図書館	<ul style="list-style-type: none"> ○「図書館（教育センター分室）」は、建設後30年を超え、施設の老朽化が進行しており、施設の適切な維持管理、更新、統廃合、長寿命化等の方策について検討する必要があります。 ○管理形態は、町の直営で行っています。 ○「教育センター分室（図書館）」は、「教育センター分室」の1階部分に設置されており、2階部分は会議室として利用されています。 ○1日当たり貸出件数は減少傾向にあり、利用率向上のための対策を検討する必要があります。 ○「教育センター分室」は、災害時の指定避難所に指定されています。

(2) 博物館等

歴史民俗資料館は、公共施設の施設類型上『社会教育系施設 博物館等』に分類されます。博物館等は、東彼杵町の歴史的文化遺産等の資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的に設置された施設です。本町では、1施設（1,828㎡）が設置されています。

建物状況は、平成5年に建設され比較的新しい建物です。

管理形態は、町の直営で行っています。

中分類	施設の現状・課題
博物館等	<ul style="list-style-type: none"> ○「歴史民俗資料館」は、平成5年に建設され、新耐震基準による建築物となっています。 ○管理形態は、町の直営で行っています。 ○館内1階は、東彼杵町民参加型の企画展示スペースを設け季節に合わせたイベントや展示を実施しています。2階は常設展示室となっており、町の歴史を紹介する「歴史館」と長崎街道を紹介する「文化館」に分かれています。



図 施設配置図

3. スポーツ・レクリエーション系施設

中分類	設置目的
スポーツ施設	体育の振興普及を図り、もって町民の健康の増進に寄与し、青少年育成教化および住民の教養の向上のため広くこれを活用し以て体位の向上、身心の練磨に資することを目的に設置しています。
レクリエーション施設・ 観光施設	町民の休養と健康増進を目的に設置しています。

中分類	施設名称	延床面積 (㎡)	備考
スポーツ施設	町民グラウンド	84	
スポーツ施設	彼杵地区町民プール	58	
スポーツ施設	彼杵児童体育館	1,339	
スポーツ施設	千綿児童体育館	801	
スポーツ施設	新港グラウンド	89	
小計		2,371	
レクリエーション施設・ 観光施設	龍頭泉関連施設	67	
レクリエーション施設・ 観光施設	龍頭泉いこいの広場	708	
小計		775	
合計		3,146	

(1) スポーツ施設

グラウンドや児童体育館等は、公共施設の施設類型上『スポーツ・レクリエーション系施設 スポーツ施設』に分類されます。スポーツ施設は、体育の振興普及を図り、もって町民の健康の増進に寄与し、青少年育成教化及び住民の教養の向上のため広くこれを活用し以て体位の向上、身心の練磨に資することを目的に設置された施設です。本町では、5施設（2,366㎡）が設置されています。最も延床面積の大きい施設は、彼杵児童体育館（1,339㎡）となっており、次いで千綿児童体育館（801㎡）となっています。グラウンドやプールの施設内には、事務所や便所等の100㎡未満の建物があります。

建物状況は、5施設のうち4施設が築40年以上経過し、老朽化が進行しています。管理形態は、5施設とも町の直営で行っています。

中分類	施設の現状・課題
スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> ○建設後 30 年を超える施設は、スポーツ施設全体の約 89%（延床面積ベース）となっています。老朽化が進行する施設の適切な維持管理、更新、統廃合、長寿命化等の方策について検討する必要があります。 ○管理形態は、すべての施設が町の直営で行っています。 ○「彼岸児童体育館」は、災害時の指定避難所に指定されています。 ○利用状況は、利用者数が減少している施設も存在しており、スポーツ振興を図るため、町民が気軽に利用できる施設への改善を図るなど、利用率向上対策の検討が必要です。

(2) レクリエーション施設・観光施設

龍頭泉等は、公共施設の施設類型上『スポーツ・レクリエーション系施設 レクリエーション施設・観光施設』に分類されます。レクリエーション施設・観光施設は、町民の休養と健康増進を目的に設置された施設です。本町では、2 施設（870 m²）が設置されています。最も延床面積の大きい施設は、龍頭泉いこいの広場（803 m²）となっています。

建物状況は、龍頭泉関連施設が昭和 51 年に建設され築 40 年以上経過し、老朽化が進行しています。

管理形態は、龍頭泉いこいの広場は指定管理者制度を導入しており、龍頭泉関連施設は町の直営で行っています

中分類	施設の現状・課題
レクリエーション施設・観光施設	<ul style="list-style-type: none"> ○建設後 30 年を超える施設は、レクリエーション施設全体の約 9%（延床面積ベース）となっています。「龍頭泉関連施設」の水道施設や案内板は老朽化が進んでいます。 ○管理形態は、「龍頭泉関連施設」は町の直営、「龍頭泉いこいの広場」は指定管理者による管理を行っています。 ○利用者数は、年々増加傾向にあり夏場に安定的な集客力（町内外からの利用者）を見込める施設となっています。



図 施設配置図

4. 産業系施設

中分類	設置目的
産業系施設	農業経営技術、生活改善並びに健康維持、増進等を図り地域住民の連帯意識の醸成により農村生活環境の改善・整備を組織的に推進することを目的に設置しています。

中分類	施設名称	延床面積 (㎡)	備考
産業系施設	農民研修センター	734	
産業系施設	農村婦人の家なでしこ荘	244	
産業系施設	道の駅彼杵の荘（物産館）	693	
産業系施設	農村環境改善センター	1,657	
産業系施設	農産加工センター（中央幼稚園跡）	447	
産業系施設	里漁港荷捌き場上屋	140	
産業系施設	道の駅彼杵の荘（食堂棟）	129	
合計		4,044	

(3) 産業系施設

農民研修センターや道の駅等は、公共施設の施設類型上『産業系施設』に分類されます。産業系施設は、農業経営技術、生活改善並びに健康維持、増進等を図り地域住民の連帯意識の醸成により農村生活環境の改善・整備を組織的に推進することを目的に設置された施設です。本町では、7施設（4,044㎡）が設置されています。最も延床面積の大きい施設は、農村環境改善センター（1,657㎡）となっており、次いで農民研修センター（734㎡）、道の駅彼杵の荘（物産館）（693㎡）となっています。

建物状況は、7施設のうち4施設が築40年以上経過し、老朽化が進行しています。

管理形態は、道の駅彼杵の荘（物産館、食堂棟）は公設民営（設置は町が行い、運営は民間が行う）の施設となっており、他5施設は町の直営で行っています。

中分類	施設の現状・課題
産業系施設	<ul style="list-style-type: none"> ○建設後30年を超える施設は、産業系施設全体の約77%（延床面積ベース）となっています。老朽化が進行する施設の適切な維持管理、更新、統廃合、長寿命化等の方策について検討する必要があります。 ○管理形態は、「道の駅「彼杵の荘」」は民間、その他施設は町の直営で行っています。 ○「道の駅「彼杵の荘」」は、利用者数は増加傾向にあり、長崎県内初となる平成27年度重点「道の駅」として選定されました。



図 施設配置図

5. 学校教育系施設

中分類	設置目的
学校	義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的に設置しています。
その他教育施設	学校給食センターは、学校給食法の規定に基づいて実施する学校給食を供することを目的に設置しています。 教育センター等は、地域住民の芸術文化の向上と生涯学習の推進を目的に設置しています。

中分類	施設名称	延床面積 (㎡)	備考
学校	彼杵小学校	4,171	
学校	千綿小学校 (旧千綿中学校)	4,408	
学校	彼杵中学校	5,391	
小計		13,970	
その他教育施設	学校給食センター	559	
その他教育施設	総合会館 (教育センター)	1,928	
小計		2,487	
合計		16,457	

(1) 学校

本町では、児童数減少に伴って、現在は彼杵小学校及び千綿小学校の小学校2施設、東彼杵中学校の1施設を運用しています。

本町が保有する学校施設は、教育時間内の授業のほか、本計画の対象施設と同様に、下記のような町民活動に活用されています。

1) 学校施設の開放

本町が保有する小中学校施設(教室・体育館・運動場)は「東彼杵町立小学校及び中学校の施設開放に関する規則・同細則」や「東彼杵町立小・中学校体育館仕様条例」に基づいて教育委員会の許可を受け、使用料を納めた上で利用することができることとなっています。

これらの規則・同細則や条例に基づき、学校教育に支障のない範囲で、幼児、児童、生徒その他一般町民の利用に供することとしています。

2) 生涯学習や体育行事での活用

主に社会スポーツ団体が行うスポーツ及びレクリエーションの利用に供するために、学校の校庭や体育館・プールが開放されており、その他社会教育事業の利用に供するために各教室の開放も増えてきています。

3) 災害・緊急時の避難場所としての活用

本町の地域防災計画に基づき、各小中学校の施設やグラウンドは、指定避難所等に指定されています。これらの施設の中には既に廃校になった大楠小学校や音琴小学校の校舎、千綿小学校体育館の施設なども含まれており、学校施設としての活用以外で現状維持されています。

主に災害時に住居を喪失された住民、避難勧告によって速やかに避難しなければならない住民等を収容するための施設として利用されています。

中分類	施設の現状・課題
学校	<ul style="list-style-type: none"> ○『東彼杵町立小学校統廃合実施計画書（平成 26 年 10 月）』を策定しています。平成 27 年度には、大楠小学校および音琴小学校を廃校（平成 28 年 3 月）とし、彼杵小学校に統合（平成 28 年 4 月）しました。 ○千綿中学校を廃校（平成 31 年 3 月）とし、東彼杵中学校に統合（平成 31 年 4 月）しました。 ○建設後 30 年を超える施設は、学校施設全体の約 83%（延床面積ベース）となっています。老朽化が進行する施設の適切な維持管理、更新、統廃合、長寿命化等の方策について検討する必要があります。 ○平成 23 年度末には、耐震補強が必要となっていた建築物について、全棟の補強工事を終了しています。 ○すべての小・中学校が、災害時の指定避難所に指定されています。

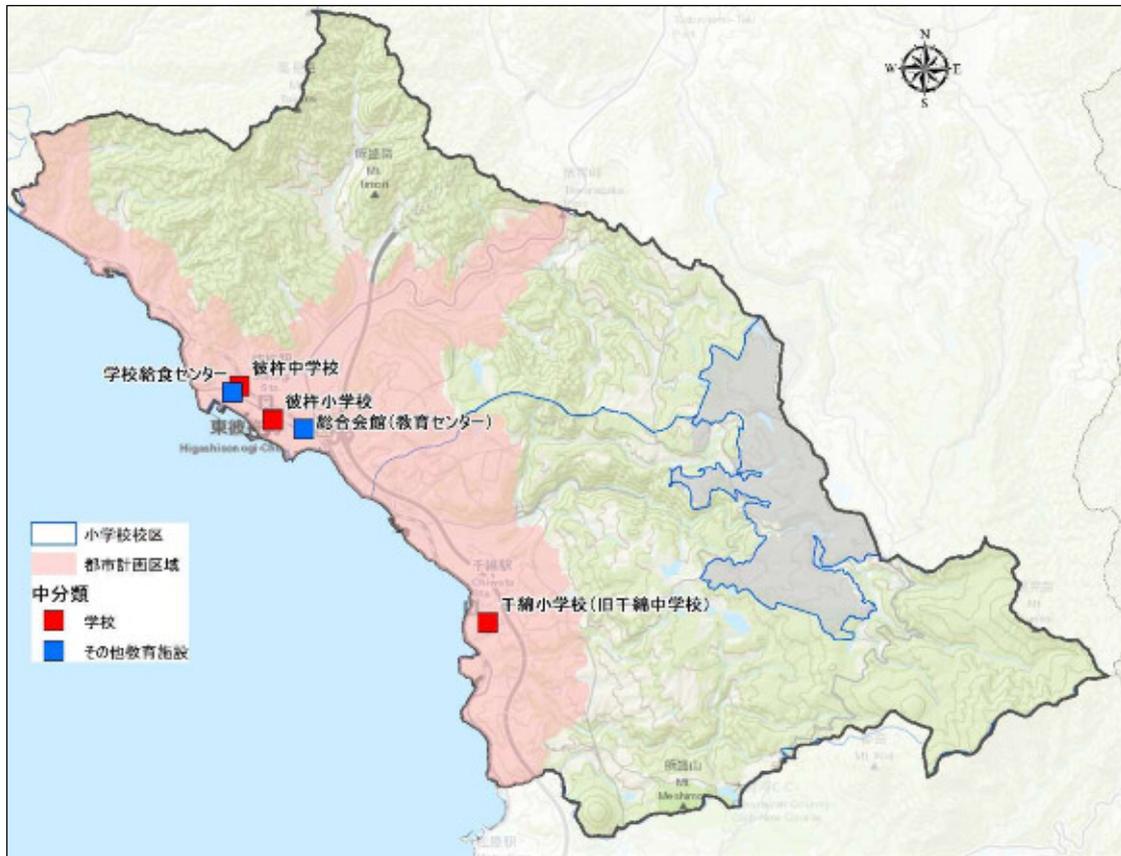
(2) その他教育系施設

学校給食センターや教育センター等は、公共施設の施設類型上『学校教育系施設 その他教育系施設』に分類され、学校給食センターは学校給食法の規定に基づいて実施する学校給食を供することを目的に設置され、教育センター等は地域住民の芸術文化の向上と生涯学習の推進を目的に設置された施設です。本町では、2 施設（2,487 m²）が設置されています。

建物状況は、学校給食センターが築 40 年以上、老朽化が進行しています。

管理形態は、2 施設とも町の直営で行っています。

中分類	施設の現状・課題
その他教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ○建設後 30 年を超える施設は、その他教育系施設全体の約 39%（延床面積ベース）となっています。老朽化が進行する施設の適切な維持管理、更新、統廃合、長寿命化等の方策について検討する必要があります。 ○管理形態は、すべての施設が町の直営で行っています。 ○「総合会館（教育センター）」は、災害時の指定避難所に指定されています。 ○「総合会館（教育センター）」は、他に文化ホール、保健センター、福祉センターの複合施設となっています。 ○その他教育系施設全体の延床面積当たり平均コストは、17.0 千円/m²となっています。



6. 子育て支援施設

中分類	設置目的
幼児・児童施設	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき住民に対し教養の向上、レクリエーションに関する便宜を提供する等健康で明るい生活を営ませることを目的に設置しています。 (学習等供用施設の設置目的)

中分類	施設名称	延床面積 (㎡)	備考
幼児・児童施設	学習等供用施設むつみ荘	378	

(1) 幼児・児童施設

学習等供用施設むつみ荘は、公共施設の施設類型上『子育て支援施設 幼児・児童施設』に分類されます。学習等供用施設むつみ荘 (378 ㎡) は、本来、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき住民に対し教養の向上、レクリエーションに関する便宜を提供する等健康で明るい生活を営ませることを目的に設置された施設ですが、現在学童保育所として利用しています。

建物状況は、昭和 53 年に建設され築 40 年以上経過し、老朽化が進行しています。管理形態は、町の直営で行っています。

中分類	施設の現状・課題
幼児・児童施設	<ul style="list-style-type: none"> ○「学習等供用施設むつみ荘」は、建設後 30 年を超え、施設の老朽化が進行しており、施設の適切な維持管理、更新、統廃合、長寿命化等の方策について検討する必要があります。 ○管理形態は、町の直営で行っています。 ○本来、学習等供用施設として設置された施設ですが、現在は、学童保育所として利用をしています。



図 施設配置図

7. 保健・福祉施設

中分類	設置目的
保健施設	地域住民の保健・福祉の増進を図ることを目的に設置しています。

中分類	施設名称	延床面積 (㎡)	備考
保健施設	総合会館（保健センター）	1,097	
保健施設	総合会館（福祉センター）	1,801	
合計		2,898	

(1) 保健施設

保健センターや福祉センター等は、公共施設の施設類型上『保健・福祉施設 保健施設』に分類されます。保健施設は、地域住民の保健・福祉の増進を図ることを目的に設置された施設です。本町では2施設（2,898㎡）が設置されています。総合会館（保健センター、福祉センター）は、当該施設の他に文化ホール、教育センターが集約され複数の機能を持った複合施設となっています。

建物状況は、平成13年に建設され比較的新しい建物です。

管理形態は、町の直営で行っています。

中分類	施設の現状・課題
保健施設	<ul style="list-style-type: none"> ○「総合会館（保健センター）」および「総合会館（福祉センター）」は、他に文化ホール、教育センターの複合施設となっています。 ○「総合会館（保健センター）」および「総合会館（福祉センター）」は、平成13年に建設され、新耐震基準による建築物となっています。 ○管理形態は、町の直営で行っています。 ○「総合会館（保健センター）」および「総合会館（福祉センター）」は、災害時の指定避難所、福祉避難所に指定されています。



図 施設配置図

8. 行政系施設

中分類	設置目的
庁舎等	本町の主たる事務所として設置しています。
消防施設	消防団活動の拠点として設置しています。
その他行政系施設	—

中分類	施設名称	延床面積 (㎡)	備考
庁舎等	役場庁舎	2,077	
庁舎等	役場支所	43	
庁舎等	役場庁舎西館	187	
小計		2,307	
消防施設	消防第1分団詰所・格納庫	81	
消防施設	消防第1分団格納庫	17	
消防施設	消防第2分団詰所・格納庫	81	
消防施設	消防第2分団格納庫	17	
消防施設	消防第3分団詰所・格納庫	117	
消防施設	消防第3分団格納庫	16	
消防施設	消防第4分団詰所・格納庫	66	
消防施設	消防第5分団詰所・格納庫	82	
消防施設	消防第5分団格納庫	16	
消防施設	消防第6分団詰所・格納庫	87	
消防施設	消防第6分団格納庫	17	
消防施設	消防第7分団詰所・格納庫	55	
消防施設	消防第7分団格納庫	17	
消防施設	消防第8分団詰所・格納庫	85	
小計		754	
その他行政系施設	農協大楠事業所跡地	599	
小計		599	
合計		3,660	

(1) 庁舎等

役場庁舎等は、公共施設の施設類型上『行政系施設 庁舎等』に分類されます。庁舎等は、本町の主たる事務所として設置された施設です。本町では、3 施設 (2,307 m²) が設置されています。

建物状況は、役場庁舎は昭和 36 年に建設され築 50 年以上経過し、老朽化が進行しています。管理形態は、町の直営で行っています。

中分類	施設の現状・課題
庁舎等	<ul style="list-style-type: none">○建設後 30 年を超える施設は、庁舎等施設全体の約 96% (延床面積ベース) となっています。老朽化が進行する施設の適切な維持管理、更新、統廃合、長寿命化等の方策について検討する必要があります。○「役場庁舎」は、旧耐震基準の建築物であり、防災拠点としても重要な役割を担うなど、その安全性の確保は極めて重要となっています。

(2) 消防施設

消防分団詰所は、公共施設の施設類型上『行政系施設 消防施設』に分類されます。消防施設は、消防団活動の拠点として設置された施設です。本町では、各分団詰所及び格納庫 14 施設 (754 m²) が設置されています。

建物状況は、14 施設のうち消防第 7 分団詰所・格納庫が築 30 年以上、消防第 4 分団詰所・格納庫が築 40 年以上経過し、老朽化が進行しています。

管理形態は、14 施設とも町の直営で行っています。

中分類	施設の現状・課題
消防施設	<ul style="list-style-type: none">○建設後 30 年を超える施設は、その他教育系施設全体の約 14% (延床面積ベース) となっています。老朽化が進行する施設の適切な維持管理、更新、長寿命化等の方策について検討する必要があります。○管理形態は、すべての施設が町の直営で行っています。○災害時に備えるため、地区の消防分団 (8 ヶ分団) ごとに詰所及び消防格納庫を設置しています。

(3) その他行政系施設

農協大楠事務所跡は、公共施設の施設類型上『行政系施設 その他行政系施設』に分類されます。本町では、1施設（599㎡）が設置されています。

建物状況は、平成16年に長崎県央農業協同組合から取得した建物です。

管理形態は、町の直営で行っています。

中分類	施設の現状・課題
その他行政系施設	○「農協大楠事業所跡地」は、平成16年に長崎県央農業協同組合から取得した建物です。

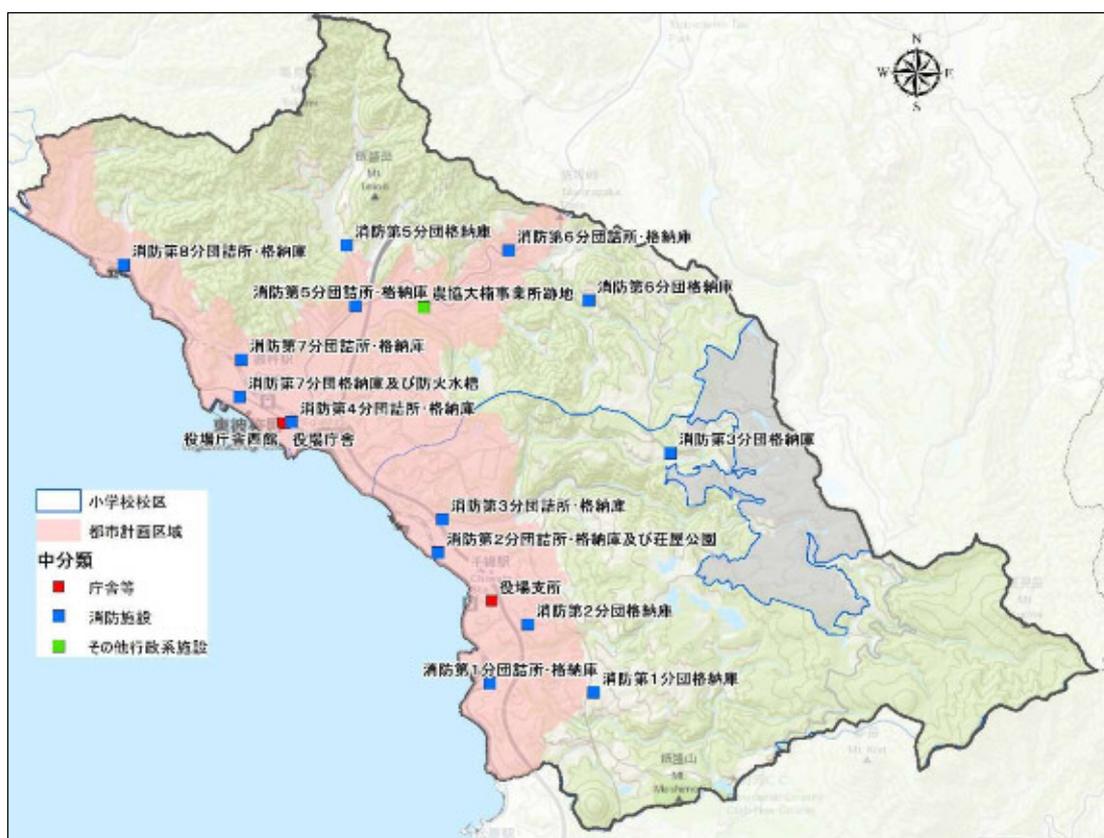


図 施設配置図

行政系施設の維持・更新コストは、令和2年(2020年)が最も大きく、次いで平成28年(2016年)が大きくなっており、これは施設整備費に起因しています。

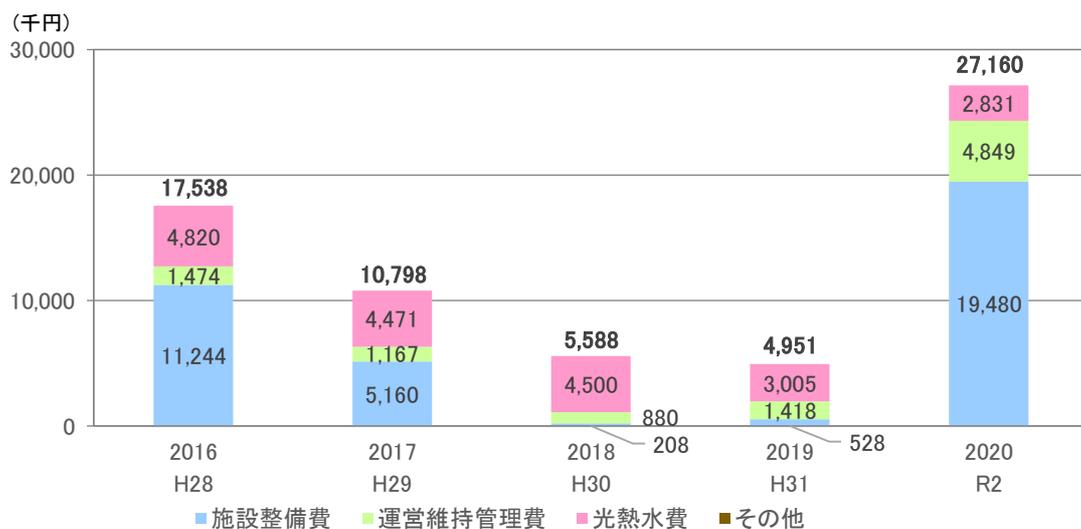


図 施設の年間維持・更新コストの推移(総務施設合計)

資料：施設所管(総務係)調

9. 公営住宅等

中分類	設置目的
公営住宅等	住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的として設置しています。また、中堅所得者層向けも設置しています。

中分類	施設名称	延床面積 (㎡)	備考
公営住宅等	蔵本A団地	208	
公営住宅等	蔵本B団地	895	
公営住宅等	新白井川団地	2,684	
公営住宅等	千綿団地	139	
公営住宅等	下川団地	1,212	
公営住宅等	駄地団地	717	
公営住宅等	白井川団地	2,205	
公営住宅等	そのぎステーションハイツ	930	
公営住宅等	セントラルハイツそのぎ	512	
合計		9,502	

(1) 公営住宅等

町営住宅等は、公共施設の施設類型上『公営住宅等』に分類されます。公営住宅等は、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的として設置された施設です。本町では、9施設（9,502㎡）が設置されています。9施設のうち、新白井川団地は、中堅層向けの住宅「特定公共賃貸住宅」として設置しています。最も延床面積の大きい施設は、新白井川団地（2,684㎡）となっており、次いで白井川団地（2,205㎡）、下川団地（1,212㎡）となっています。建物状況は、9施設のうち3施設が築40年以上、2施設が築50年以上経過し、老朽化が進行しています。

管理形態は、セントラルハイツそのぎは民間賃貸住宅を借上げの施設となっており、他8施設は町の直営で行っています。

中分類	施設の現状・課題
公営住宅等	<ul style="list-style-type: none">○平成23年度に『東彼杵町公営住宅等長寿命化計画』を策定しています。○建設後30年を超える施設は、公営住宅等全体の約47%（延床面積ベース）となっています。老朽化が進行する施設の適切な維持管理、更新、統廃合、長寿命化等の方策について検討する必要があります。○管理形態は、すべての施設が町の直営で行っています。○9施設のうち、「新白井川団地」は、中堅所得者層向けの住宅“特定公共賃貸住宅”として設置しています。○「セントラルハイツそのぎ」は民間賃貸住宅を借上げ、町民へ公営住宅として提供しています。○老朽化も著しい施設もあるため、施設のあり方の見直しや仕様のアップグレード等の検討を行う必要があります。

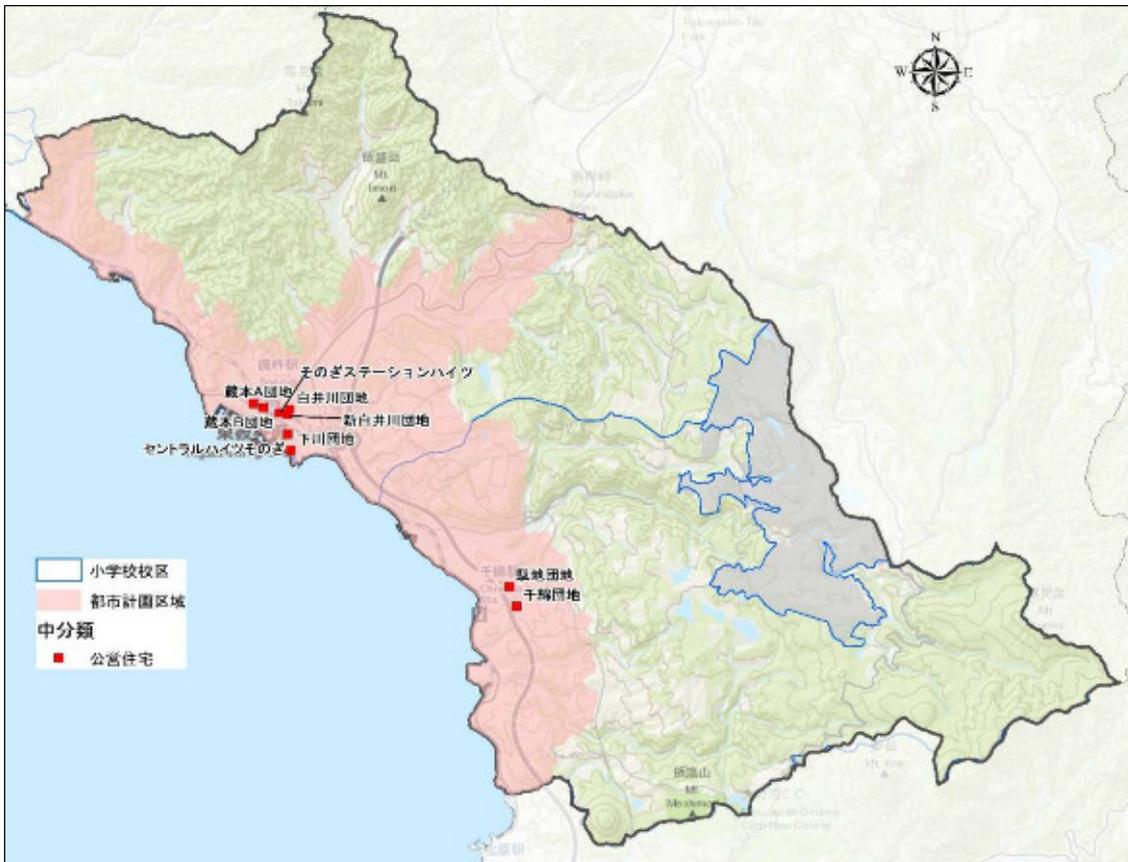


図 施設配置図

10. 供給処理施設

中分類	設置目的
供給処理施設	汚水処理場は工業団地内の廃棄物を衛生的かつ合理的に処理することを目的に設置しています。

中分類	施設名称	延床面積 (㎡)	備考
供給処理施設	東彼杵グリーンテクノパーク汚水処理施設	33	

(1) 供給処理施設

東彼杵グリーンテクノパーク汚水処理施設は、公共施設の施設類型上『供給処理施設』に分類されます。東彼杵グリーンテクノパークは、企業誘致を推進するために整備された工業団地であり、汚水処理場は工業団地内の廃棄物を衛生的かつ合理的に処理することを目的に設置された施設です。本町では、1施設（33㎡）が設置されています。建物状況は、平成16年に建設され比較的新しい建物です。管理形態は、町の直営で行っています。

中分類	施設の現状・課題
供給処理施設	<p>○「東彼杵グリーンテクノパーク汚水処理施設」は、平成 16 年に建設され、新耐震基準による建築物となっています。</p> <p>○管理形態は、町の直営で行っていますが、維持管理については、民間業者に業務委託をしています。</p> <p>○「東彼杵グリーンテクノパーク汚水処理施設」は、東彼杵グリーンテクノパーク（総面積 25ha）に立地する企業からの廃棄物の処理を担っています。東彼杵グリーンテクノパークは、企業誘致を推進するために整備された工業団地です。</p>



図 施設配置図

11. その他（建築施設）

中分類	設置目的
その他（建築施設）	町民の利便に供することを目的に設置しています。

中分類	施設名称	延床面積 (㎡)	備考
その他（建築施設）	旧大楠小学校	2,116	
その他（建築施設）	旧音琴小学校	2,043	
その他（建築施設）	旧千綿小学校	3,789	
その他（建築施設）	下三根ゲートボール場	9	
その他（建築施設）	町営バスツ石停留所待合室	6	
その他（建築施設）	お試し住宅	122	
その他（建築施設）	千綿駅	54	
その他（建築施設）	旧消防第6分団詰所及び格納庫	50	
その他（建築施設）	町営バス音琴宮下停留所待合室	17	
その他（建築施設）	町社会福祉協議会車庫跡	115	
その他（建築施設）	彼杵駅公衆便所	17	
その他（建築施設）	旧赤木地区県営農地開発事業（中央管制室）	71	
その他（建築施設）	旧赤木地区県営農地開発事業（平山工区）	65	
その他（建築施設）	旧赤木地区県営農地開発事業（赤木工区）	59	
その他（建築施設）	旧赤木地区県営農地開発事業（千綿工区）	56	
その他（建築施設）	旧赤木地区県営農地開発事業（彼杵工区）	37	
その他（建築施設）	明治の民家	215	
合 計		8,841	
その他（建築施設）	旧長崎県立千綿女子高等学園※	4,307	令和2年追加

(1) その他(建築施設)

トイレや駅舎旧管制室等は、公共施設の施設類型上『その他（建築施設）』に分類されます。設置目的は様々ですが、町民の利便に供することを目的に設置された施設です。本町では、17施設（8,841㎡）が設置されています。

建物状況は、17施設のうち、11施設が築40年以上経過し、老朽化が進行しています。管理形態は、17施設のうち11施設は町の直営で行っています。旧管制室、旧音琴小学校、及び旧大楠小学校等については、貸付を行っています。

本計画は、町の令和元年固定資産台帳データを基に計画を策定しています。令和2年度に長崎県より譲与をうけた旧長崎県立千綿女子高等学園(延床面積 4,307㎡)についても、その他（建築施設）として本計画の対象とし、除却を含めた有効利用を検討するものとしします。

中分類	施設の現状・課題
その他 (建築施設)	<p>○建設後 30 年を超える施設は、その他施設全体の約 68% (延床面積ベース) となっています。老朽化が進行する施設の適切な維持管理、更新、統廃合、長寿命化等の方策について検討する必要があります。</p> <p>○管理形態は、すべての施設が町の直営で行っています。</p> <p>○長崎県から譲与を受けた「旧赤木地区県営農地開発事業」の土地・建築物は、農業用倉庫等として現在、民間に貸付中です。</p>

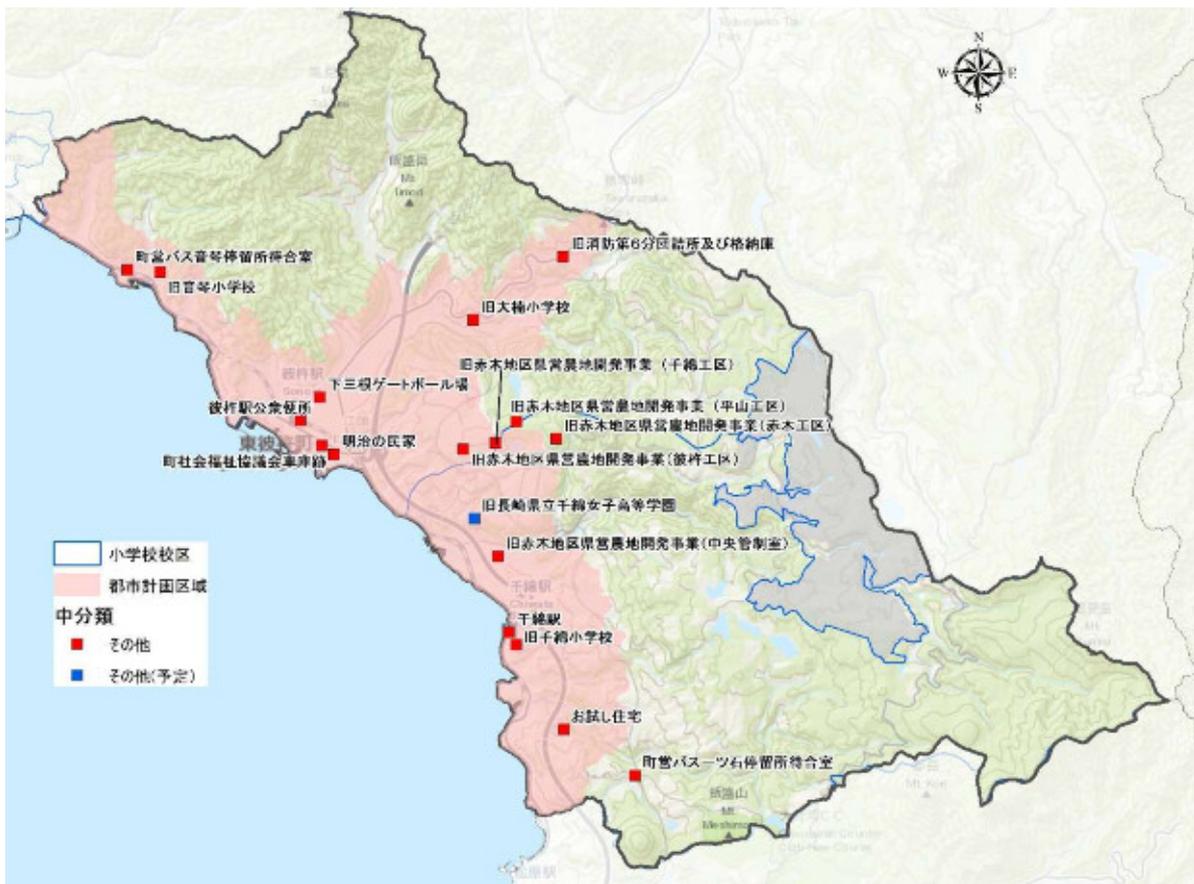


図 施設配置図

§3. インフラ施設の現況

1. インフラ施設の保有量

本町には、町民生活や産業、観光の基盤となる道路、橋梁、上水道、下水道、漁港のインフラ施設を保有しています。

今後、多様化するニーズに対応するため、適切な整備や維持管理を行っていく必要があります。また、近年の地震や集中豪雨などの自然災害に対し、町民が安心・安全に生活できる環境整備を図ることが重要となります。

種別	内容	平成 28 年度	令和 2 年度	増減
		施設数量	施設数量	
道路	町道 (m)	222,517	225,894	3,377
	農道 (m)	9,515	9,538	23
	林道 (m)	25,020	24,771	▲ 249
橋梁	橋梁数 (橋)	141	153	12
	橋梁延長 (m)	2,015	1,922	▲ 93
	橋梁面積 (㎡)	9,679	9,711	32
上水道	管路延長 (m)	173,904	179,897	5,993
	上水道施設 (箇所)	24	24	0
下水道	管路延長 (m)	37,575	43,862	6,287
	下水道施設 (箇所)	3	3	0
漁港数	漁港数 (箇所)	3	3	0

(1) 道路の現状

施設の現状

- 本町が管理する道路は、町道 225,894m、農道 9,538m、林道 24,771mとなっています。
- 辺地や中山間地域が多く分布する本町は、自動車での移動が主要な交通手段であり、道路の果たす役割は極めて重要です。このことから、優先順位に基づき、地域ごとに必要な整備を進めていく必要があります。
- 今後、厳しい財政状況が見込まれるため、計画的で効率的な点検・維持補修および整備を推進する必要があります。

(2) 橋梁の現状

施設の現状

- 本町が管理する橋梁は、延長 1,922m、面積 9,711 ㎡となっています。
- 今後、高齢化する橋梁の維持・修繕費用の増大に対して、可能な限りの修繕・架替えに係わる費用の縮減ならびに円滑な政策転換を図るため、令和 2 年度に『橋梁長寿命化修繕計画』を策定して、令和 2 年度から令和 11 年度までの対策を策定しています。
- 『橋梁長寿命化修繕計画』では、対象となる橋梁を構造形式 (同じ箇所の橋でも構造違えば別橋) で区分し全 158 橋として計画しています。築 50 年以上の橋梁が 55%あります。

(3) 上水道の現状

施設の現状

- 本町が管理する上水道は、管路延長 179,897m、浄水場やポンプ場などの上水道施設 24 施設となっています。
- 上水道普及率は 98.2%、耐震管は 1976 年度より採用し、耐震管整備率 7.4%となっています。
- 今後、老朽化や自然災害対策として、施設の長寿命化および耐震対策などに取り組むことが必要です。
- 平成 29 年 4 月 1 日から地方公営企業法を適用しています。

(4) 下水道の現状

施設の現状

- 本町が管理する下水道は、管路延長 43,862m、「東そのぎ浄化センター」をはじめとする下水道施設 3 施設となっています。
- 下水道普及率は 85.8%、水洗化率は、76.1%（合併浄化槽を含んだ町全体の汚水処理）となっています。
- 今後、老朽化や自然災害対策として、施設の長寿命化および耐震対策などに取り組むことが必要です。
- 農業集落排水および漁業集落排水は、平成 26 年度に機能診断を実施し、各施設の劣化進行具合を把握しています。その調査結果に基づき、財政負担の平準化・同期化を含めた長寿命化計画を基に『東彼杵町集落排水施設最適整備構想』を策定しています。

(5) 漁港の現状

施設の現状

- 本町は、漁港施設として第 1 種漁港の東彼杵漁港(音琴漁港、千綿漁港、里漁港)を有しており、外郭施設整備はほぼ完了しています。
- 漁港施設の効率的な維持管理、既存施設の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減および対策コストの平準化を図るため、平成 26 年度に『漁港機能診断保全計画書』を策定しています。

(6) 公園の現状

施設の現状

- 本町が管理する公園は 23 ヶ所となっています。歴史公園 (1 ヶ所)、河川公園 (1 ヶ所)、農村公園 (14 ヶ所)、その他公園 (7 ヶ所) を有しており、町民の憩いの広場として活用されています。
- 農村公園の維持管理は自治会に委ねられています。

(7) 土地の現状

施設の現状

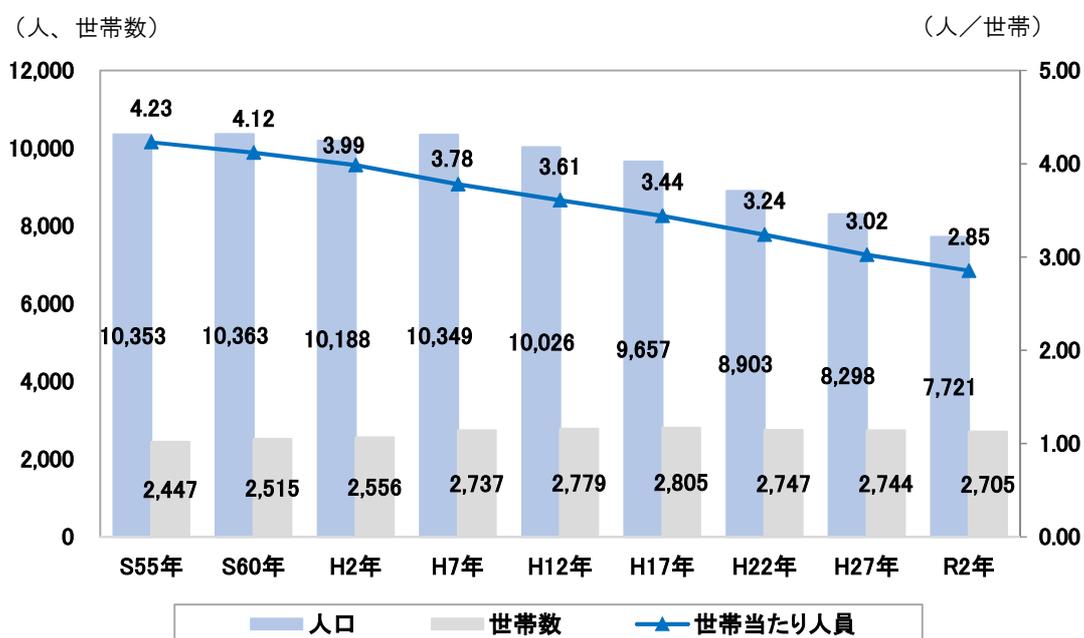
- 本町には令和 2 年度末現在、普通財産 5,151,183 m²、行政財産 444,420 m²の土地を保有しています。

第3章 現状や課題に関する基本認識

§1. 人口動向について

1. 人口の現況

大正9年(1920年)以降10,000人程度で推移していましたが、戦時中に近隣に軍事工場ができたこともあり、昭和20年(1945年)から昭和30年(1955年)にかけて一時的に14,000人近くまで増加しました。その後日本が高度経済成長期に入ると、都市部への人口流出が始まり、昭和50年(1975年)から平成7年(1995年)にかけては、再び約10,000人で推移しました。しかし平成12年(2000年)以降は、一貫して人口減少が続いており、令和2年(2020年)の国勢調査では7,721人まで減少しています。



2. 将来推計人口

全国的な傾向と同様に、本町においても人口減少、少子高齢化が進行しています。国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」といいます。）の推計によると、本町の将来の総人口は令和 22 年（2040 年）には 5,432 人まで減少すると予測されています。将来人口を年齢 3 区分別人口構成でみると、年少人口、生産年齢人口ともに低下しており、一方、老年人口は上昇することが見込まれ、令和 22 年（2040 年）には約 50%に達すると見られています。

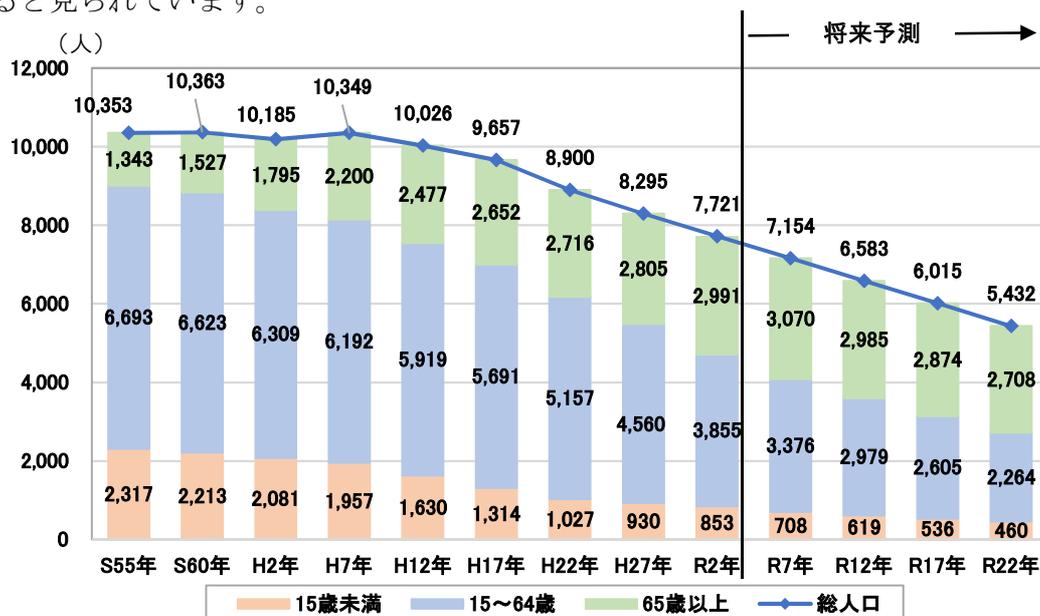


図 総人口と年齢 3 区分別人口構成の推移と将来人口推計

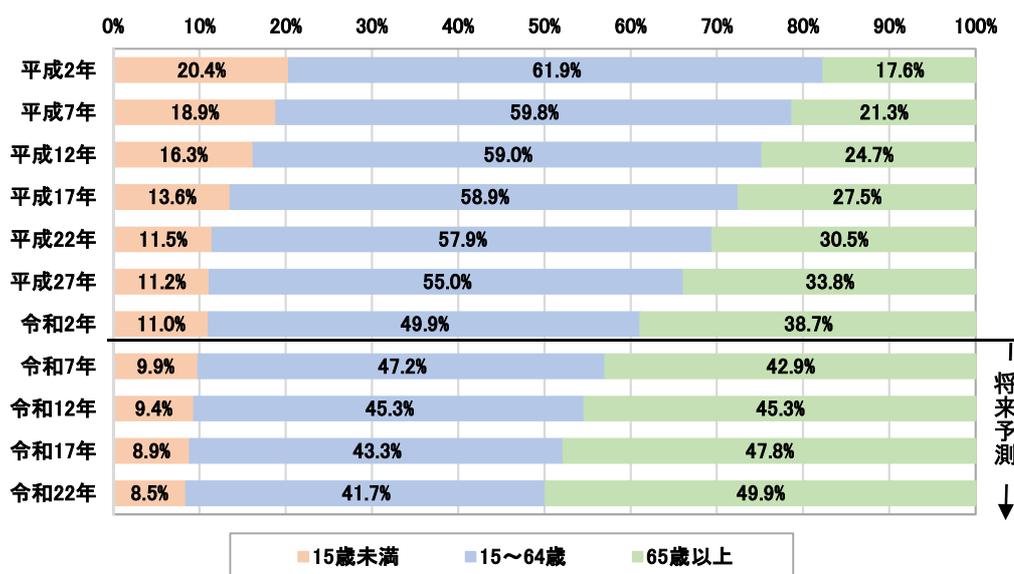


図 年齢 3 区分別人口構成の将来人口割合推移

(資料) : 実績値 各年国勢調査 (昭和 55 年~令和 27 年)
推計値 国立社会保障・人口問題研究所

本町では、全国的な人口減少や地方の衰退に歯止めをかけるため、平成 26 年（2014 年）「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について（通知）」に基づき、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものとして、東彼杵町人口ビジョンを策定しました。東彼杵町人口ビジョンでは、転入の促進や結婚・出産・子育ての支援等の取組を拡充することにより、中長期的な人口の将来展望を令和 42 年(2060 年)で 5,600 人と設定しています。これは、令和 2 年（2020 年）に公表した東彼杵町人口ビジョン検証報告書の中でも、引き続き踏襲することとしています。

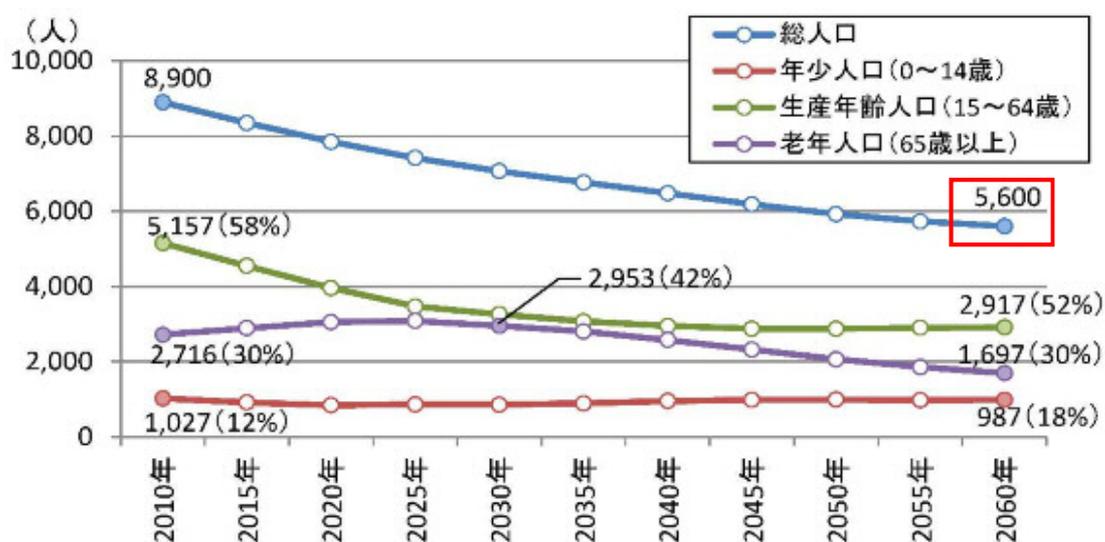


図 総人口・年齢 3 区分別将来人口の推計

出典：東彼杵町人口ビジョン

3. 人口分布及び見通し

平成 27 年(2015 年)の本町及び周辺の 500mメッシュでみる人口分布状況を以下に示します。役場庁舎をはじめとする本計画の調査対象施設が集中する彼杵駅周辺の市街地の人口密度が最も高く、次いで千綿宿郷周辺、大音琴郷周辺の順に人口密度が高い状態です。ただし内陸部の対象施設周辺は相対的に人口が少なくなっています。

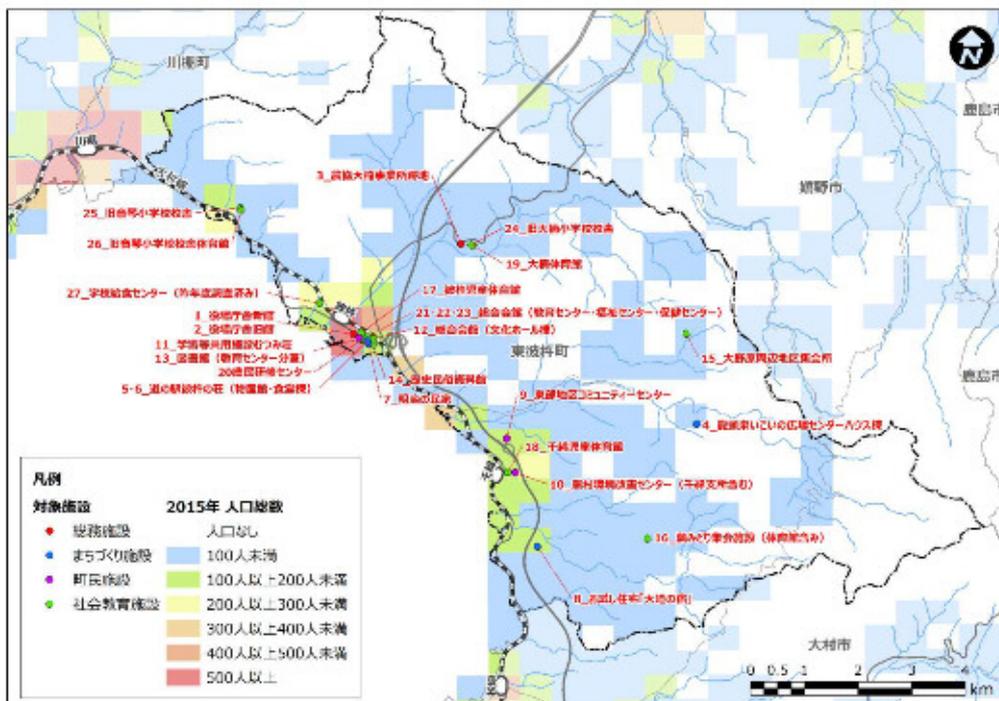


図 500mメッシュでみる人口分布：平成 27 年(2015 年)

資料：総務省 地図で見る統計(統計 GIS)国勢調査第 4 次メッシュデータ

社人研が平成 30 年(2018 年)に推計した平成 27 年(2015 年)の国勢調査に基づく将来人口推計を国土交通省が 500mメッシュに配分した令和 32 年(2050 年)の本町及び周辺の 500mメッシュでみる将来推計人口分布状況及び令和 2 年(2020 年)から令和 32 年(2050 年)の将来推計人口増減分布を次ページに示します。

令和 32 年(2050 年)になると、人口分布は余り変わらない状態で縮小を続け、彼杵駅周辺で 500 人/km² から 300 人以上 400 人/km² 未満の分布へ縮小し、千綿駅周辺の人口分布は、100 人/km² 未満に囲まれる地域になることが予想されています。

令和 2 年(2020 年)から令和 32 年(2050 年)の将来推計人口増減分布をみると、減少幅は、千綿駅周辺に比べ、彼杵駅周辺の市街地のほうが大きく減少することが予想され、国道やその他の幹線道路沿いに減少を続ける地域が広く分散する推計です。

一方、山間部や市街地から離れたところでは、10 人/km² 未満程度の人口増の分布が予想されることから、市街地周辺における人口が大きく減少する反面、それ以外の地域においては、全体に人口減少が続くものの、減少幅が小さいか若しくは、微増する地域も出て、多様な状況が発生してくることが予想されます。

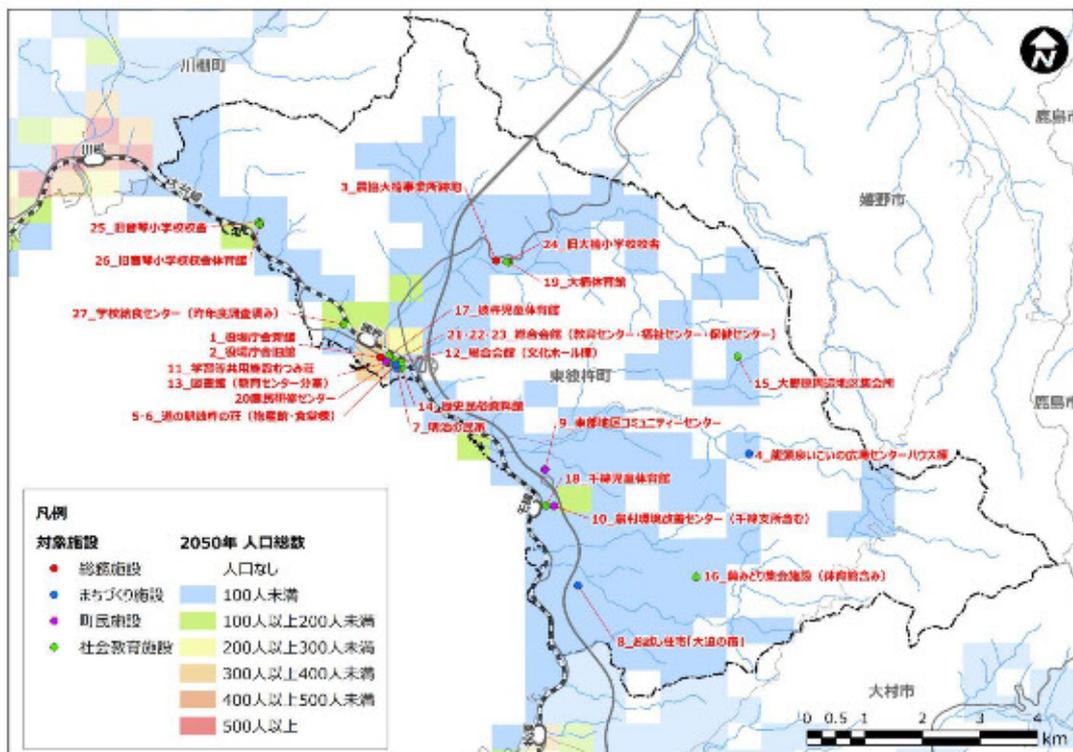


図 500mメッシュでみる将来推計人口分布：令和 32 年(2050 年)

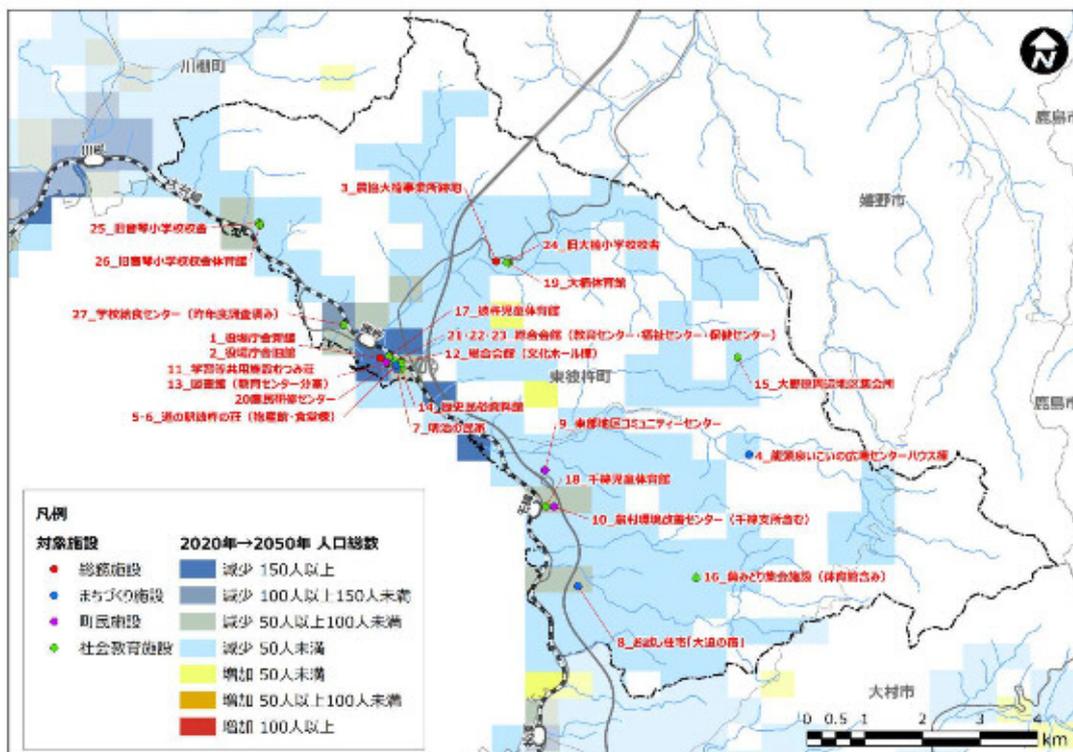


図 500mメッシュでみる将来推計人口増減分布：令和 2 年(2020 年)→令和 32 年(2050 年)

資料：国土交通省 国土数値情報ダウンロードサービス 500m メッシュ別将来推計人口(H30 国政局推計)

§ 2. 財政状況について

1. 歳入

本町の過去 10 年間の歳入全体の推移をみると、50 億円前後で推移し、平均で約 50 億円となっています。また、町の主な財源である地方交付税は、平成 22 年度（2010 年）から令和元年度（2019 年）の過去 10 年間でみると 20 億円前後で推移し、歳入全体に占める割合が 4 割程度となっています。

今後は生産年齢人口の減少が見込まれ、町税の増加は期待できない状況にあります。

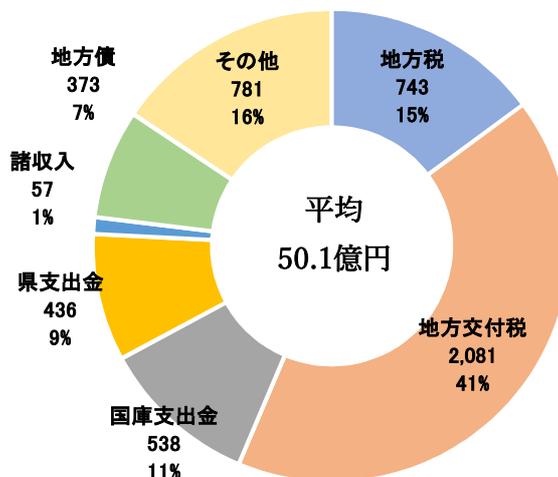
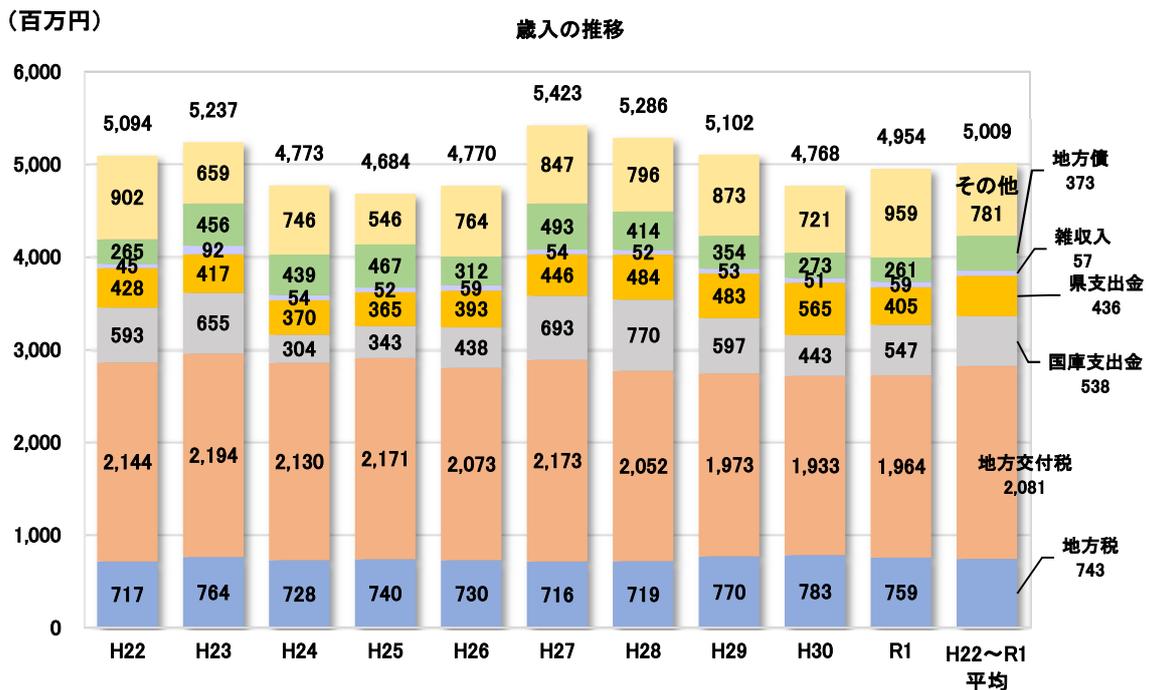


図 平成 22 年（2010 年）～令和元年（2019 年）歳入の平均の内訳

2. 歳出

本町の過去 10 年間の歳出全体の推移をみると、40 億後半で推移し平均で約 48 億と なっています。令和元年度（2019 年）における内訳は、人件費 6.6 億円、扶助費 6.9 億 円、公債費 7.3 億円であり、これら義務的経費が歳出全体の約 43%を占めています。

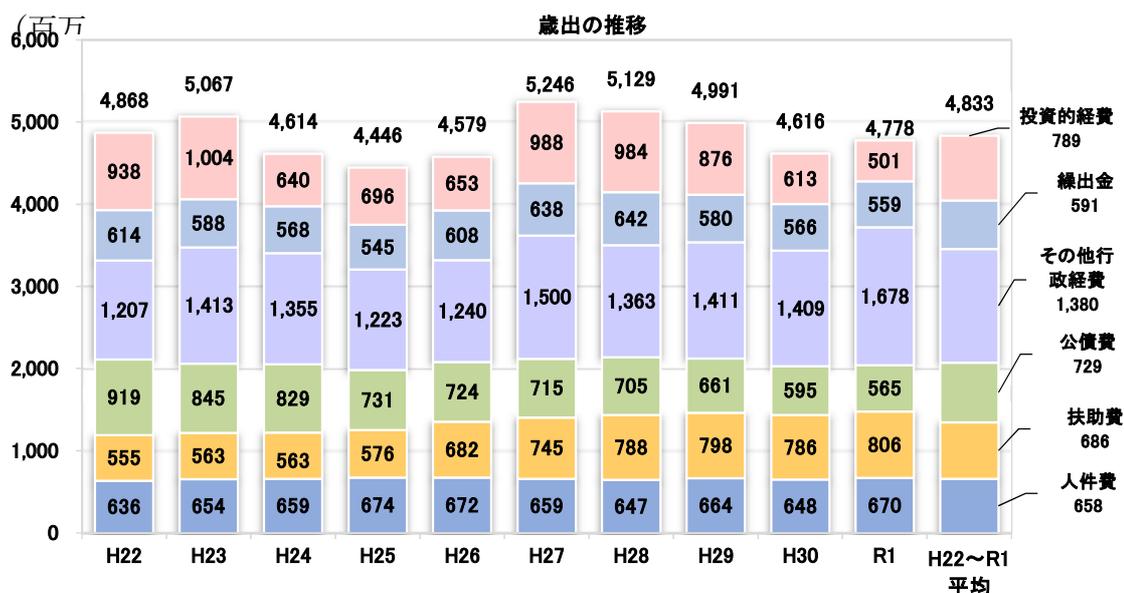


図 平成 22 年（2010 年）～令和元年（2019 年）歳出の平均の内訳

(1) 維持管理の推移

維持補修費は年度により増減割合が大きくなっています。ここ10年間に關しては、30～70百万の間で推移し、平均で年間55百万円となっています。

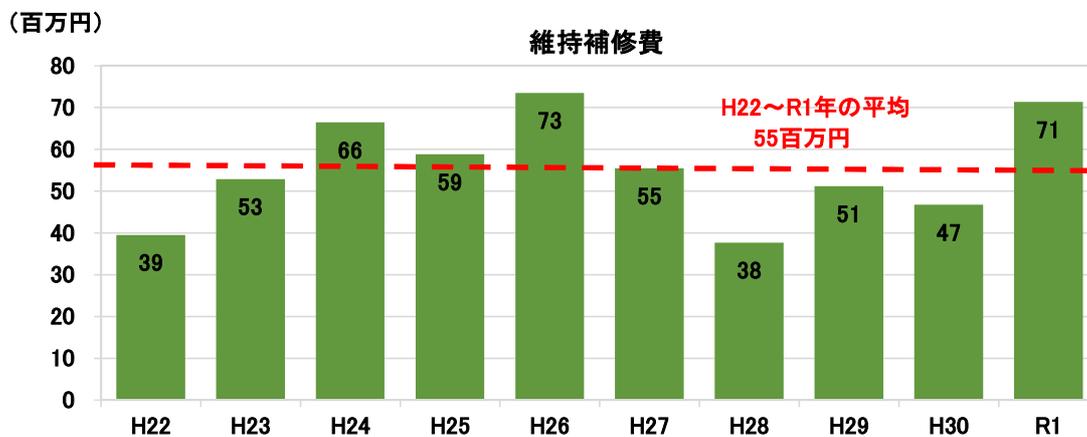


図 平成22年(2010年)～令和元年(2019年)維持補修費の推移

(2) 普通建設事業費の推移

公共施設の新設、改修・更新等にかかる投資的経費は、平成22年度(2010年)から令和元年度(2019年)の過去10年間の年平均で7.5億円となっています。

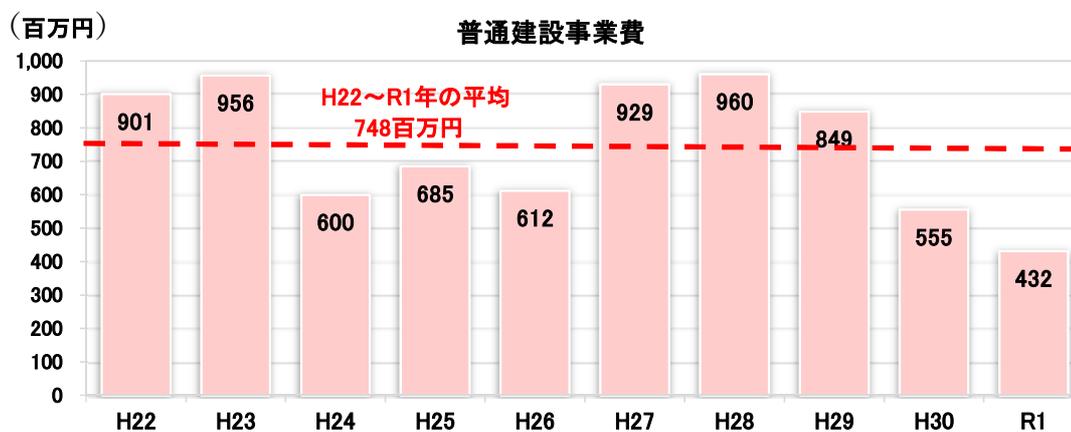


図 平成22年(2010年)～令和元年(2019年)普通建設事業費の推移

§ 3. 施設保有量の推移

1. 施設保有量の推移

計画策定時 2016 年（平成 28 年）からの施設保有量の推移は下記の通りです。

社会教育系施設の図書館の延床面積が増加しているのは、図書館（教育センター分室）が社会教育施設と学校教育施設の両方に分類され、面積だけが学校教育施設に計上されていましたが、今回の見直しにあたり、社会教育施設のみに分類し、それに併せて延床面積も社会教育施設として計上したものです。

学校施設の延床面積の減少は、小・中学校の統合による減少によるもので、その他（建築施設）の増加は用途廃止となったその学校施設が加わったことによるものです。

表 保有施設量の推移

大分類	中分類	平成 28 年 延床面積 (㎡)	令和 2 年 延床面積 (㎡)	延床面積 増減
町民文化系施設	集会施設	1,144	1,144	0
	文化施設	4,064	4,064	0
社会教育系施設	図書館	609	1,261	653
	博物館等	1,828	1,828	0
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	2,366	2,371	5
	レクリエーション施設・観光施設	870	775	▲ 95
産業系施設	産業系施設	4,044	4,044	0
学校教育系施設	学校	21,918	13,970	▲ 7,948
	その他教育施設	3,140	2,487	▲ 653
子育て支援施設	幼児・児童施設	378	378	0
保健・福祉施設	保健施設	2,898	2,898	0
行政系施設	庁舎等	2,307	2,307	0
	消防施設	754	754	0
	その他行政系施設	599	599	0
公営住宅等	公営住宅等	9,502	9,502	0
公園	公園	97	97	0
供給処理施設	供給処理施設	33	33	0
その他（建築施設）	その他（建築施設）	893	5,052	7,948
合 計		57,442	57,353	▲ 89

2. 公共施設等の延床面積の縮減に関する事業実績

本町では下記の通り学校施設の3小学校を1小学校に統合し、2中学校を1中学校に統合しています。

表 公共施設等の延床面積の縮減に関する事業

項目	内容	実施年度
大楠小学校の彼杵小学校への統合 音琴小学校の彼杵小学校への統合	校舎等は廃校後普通財産として管理 (貸付)	平成28年4月
千綿小学校の校舎移転	千綿中学校へ移転、校舎等は用途廃止	令和3年9月
千綿中学校の東彼杵中学校への統合	校舎等は千綿小学校が利用	平成31年4月

3. 有形固定資産減価償却率の推移

施設の劣化状況を減価償却の視点で行なった場合、償却が進んでいるほど老朽化していると判断できます。本町の令和元年度有形固定資産減価償却率は、57.0%となっており、ここ3年は年間1.5%程度の増加で推移しています。

施設の性質別では体育館の償却が最も高く、資産としての償却が進んでいると同時に老朽化が進んでいると考えられます。

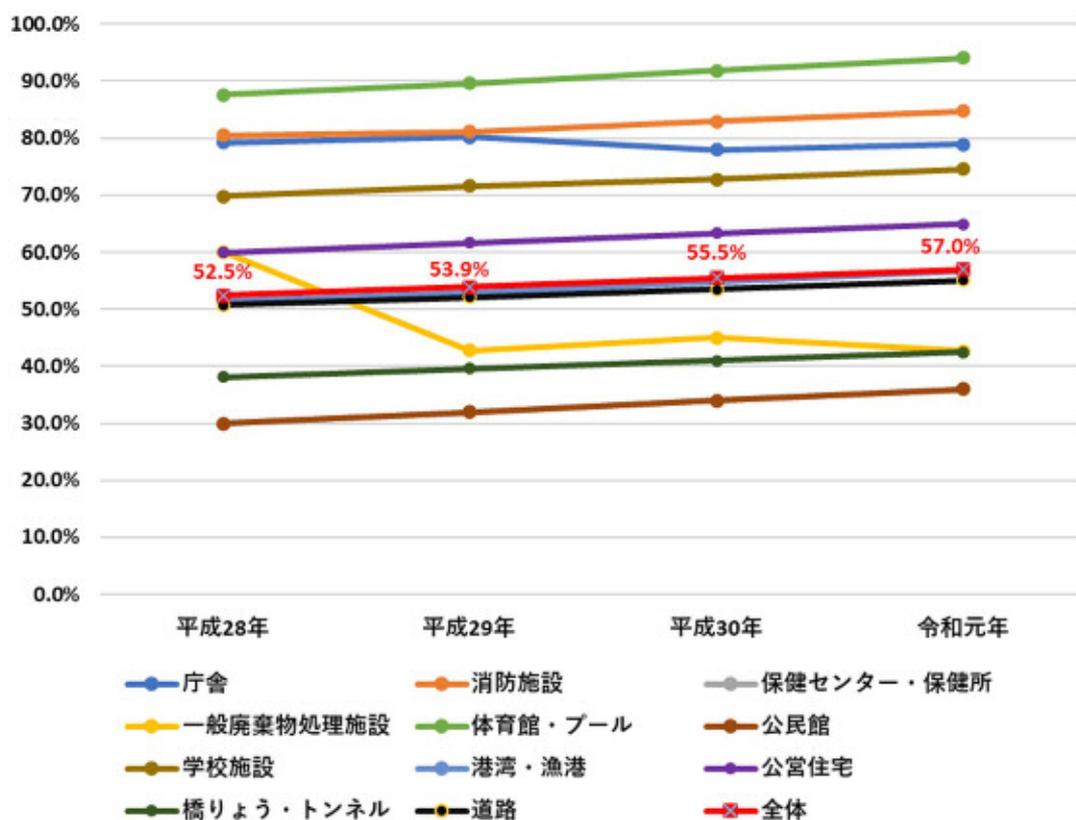


図 減価償却率の推移

§ 4. 将来の更新費用の見通し

計画策定時に、本町が保有する公共施設等を今後もすべて同規模で維持し続けると仮定した場合の費用について、総務省ホームページで公開されている「公共施設更新費用試算ソフト（財団法人自治総合センター）」に基づき推計しています。

1. 公共施設（建築施設）2016年度（平成28年）計画策定時

公共施設の将来の更新費用を試算すると、40年間（平成29年（2017年）～令和38年（2056年））で約200億円となり、年平均で5.0億円の大規模改修・更新（建替え）費用が必要と見込まれていました。

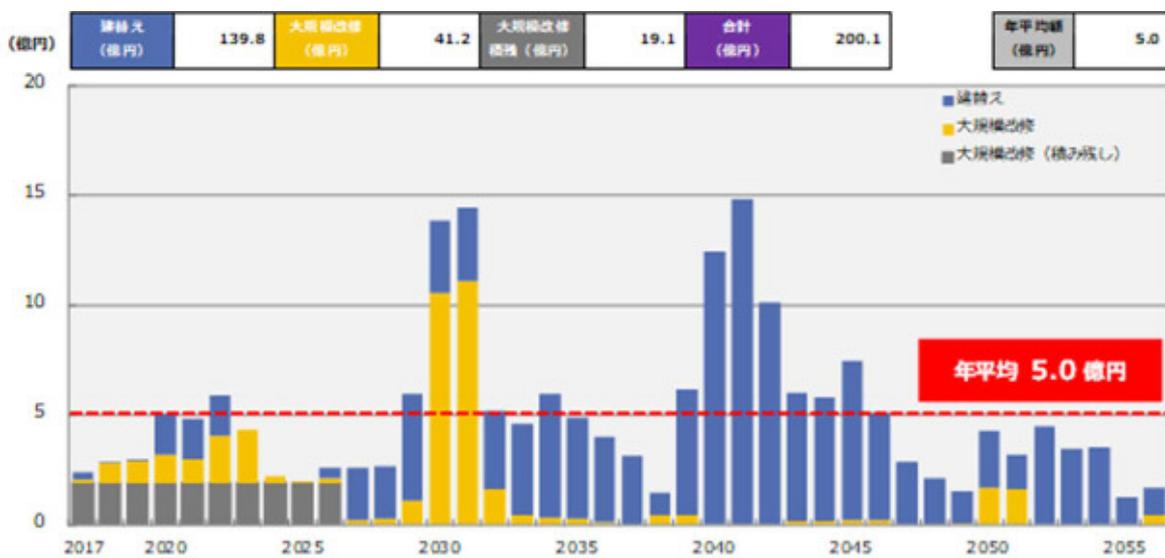


図 現状の公共施設の改修・更新にかかる経費(2016（平成28）年度計画策定時推計)

2. インフラ施設 2016年度（平成28年）計画策定時

同様に道路、橋梁、上水道、下水道のインフラ施設の40年間（平成29年（2017年）～令和38年（2056年））の更新等にかかる費用の総額は約344億円で、年平均で約8.6億円が必要と見込まれます。その内訳は、道路が年平均4.0億円、上水道が年平均4.2億円、下水道が年平均0.4億円と見込まれています。橋梁の更新費用は、「東彼杵町橋梁長寿命化修繕計画（令和2年3月）」によると、予防保全を実施することにより今後50年間の総額は10.8億円で、年平均費用は0.22億円と見込まれています。

表 現状のインフラ施設の改修・更新にかかる経費（推計）

分類	耐用年数 (更新年数)	将来の更新費用推計 (単位: 億円)		備考
		年平均額	今後40年間合計	
道路	15年	4.0	159.7	総面積による将来の更新費用の推計
橋梁	60年	0.03	1.1	橋梁長寿命化計画 (H24.3) 今後50年間: 1.4億円 (予防保全型の事業費)
上水道	40年	4.2	169.5	管径別年度別延長による将来の更新費用の推計 ※上水道施設含む
下水道	50年	0.4	14.0	管径別年度別延長による将来の更新費用の推計 ※下水道施設含む
全体更新費用		8.6	344.3	

【参考】更新費用の推計条件

平成 28 年度（2016 年）計画策定時の将来の更新費用の推計は、総務省提供の財団法人自治総合センター更新費推計ソフトに基づき、以下の条件で試算しています。

公共施設（建築施設）試算条件

○耐用年数・更新の基本的な考えは、以下のとおり

・耐用年数：60 年（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）

・建替え

更新年数：築 60 年 建替え期間：3 年間

・大規模改修期間

実施年数：築 30 年 改修期間：2 年間

積み残し期間：10 年間

※「積み残し」とは、試算時点で更新年数を既に経過し、建替えられなくてはならないはずの施設が、建替えられずに残されている場合のことを示す。

○経過年数が 31 年以上 50 年未満の施設については、今後 10 年間で均等に大規模改修を行うと仮定

○経過年数が 51 年以上の施設については、建替え時期が近いことから、大規模改修は行わずに 60 年経過した年度に建替えると仮定

○耐用年数（60 年）を経過している施設については、調査年度を建替え年度と仮定

表 総務省更新費用試算ソフト更新単価（抜粋）

大分類	大規模改修	建替え
町民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
医療施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
公営住宅等	17 万円/㎡	28 万円/㎡
公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
その他（建築施設）	20 万円/㎡	36 万円/㎡

インフラ施設試算条件

○インフラ施設の試算条件（橋梁は、「東彼杵町橋梁長寿命化修繕計画（平成 24 年 3 月）」による）

(1) 基本的な考え方

①試算期間：調査年度から 40 年間

②耐用年数・更新年数の設定

- ・道路/15 年で舗装部分の打ち替え
- ・上水道管/40 年で更新

（現時点で、耐用年数（40 年）を経過している施設については、今後 5 年間で均等に更新を行うと仮定）

- ・下水道管/50 年で更新

(2) インフラ施設の更新費用算定

- ・更新費用＝将来年次別更新ストック量×更新単価
- ・道路：総面積を耐用年数（15 年）で割った値を更新量とし、毎年更新していくと仮定
- ・上水道管：管径別年度別延長で分類し、下表の単価を乗じて算定

導水管/送水管		配水管			
管径	単価	管径	単価	管径	単価
300mm未満	100千円/m	150mm以下	97千円/m	300mm以下	106千円/m
		200mm以下	100千円/m	350mm以下	111千円/m
		250mm以下	103千円/m		

- ・下水道管：耐用年数（50 年）経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定

建築物は公共施設の試算方法にならない試算し加算

更新単価 | 管径～250mm：61 千円/m 管径 251～500mm：116 千円/m

§ 5. 見直しによる現況保有量における将来更新費用の見直し

1. 公共施設（建築施設）

見直しにあたり、現施設の保有量について公共施設の将来の更新費用の試算を行いました。比較のため、更新費用や、更新時期については前項と同様の条件としました。ただし、経過している過去5年間の2017年～2021年までの更新費用は普通建設事業費のうち、公共施設分の平均1.1億円/年とします。

試算の結果、40年間(平成29年(2017年)～令和38年(2056年))の将来の更新費用は約187億円となり、年平均約4.7億円の大規模改修・更新(建替)費用が必要となります。

目標年次である令和38年(2056年)までの今後35年間では、181.5億円が必要で、年平均約5.2億円の大規模改修・更新(建替)費用が必要となります。

総額は減っていますが、先送りとなった事業があるため、今後の事業費用の年平均額は計画当初より高くなっています。

建替え (億円)	139.1	大規模改修 (億円)	42.6	実績	5.5	合計 (億円)	187.2	年平均額 (億円)	4.7
-------------	-------	---------------	------	----	-----	------------	-------	--------------	-----

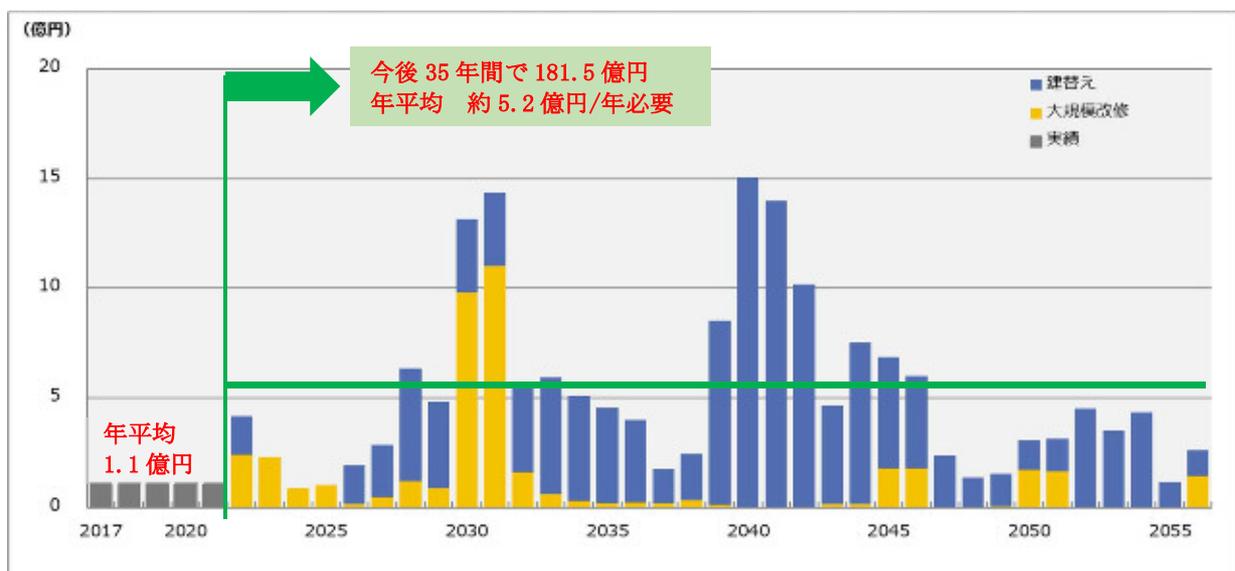


図 現状の公共施設の改修・更新にかかる経費(現保有量)

2. インフラ施設

インフラ施設については、更新周期が長いことと、数量に大きな変化がないため、大きな変動はありません。今後35年間で302.1億円が必要となります。

表 インフラ更新費用

分類	耐用年数	将来の更新費用推計(単位:億円)	
		年平均額	今後35年間合計
道路	15年	4.0	140.0
橋梁	60年	0.03	1.1
上水道	40年	4.2	147.0
下水道	50年	0.4	14.0
全体更新費用		8.6	302.1

§ 6. 現状や課題に関する基本認識

整理した人口減少や財政状況、公共施設の現状等を踏まえ、「保有量」「安全性や利便性」「コスト」の視点から、本町における公共施設等の課題を以下に示します。

1. 施設の保有量

- (1) 本町の町民一人あたり公共施設延床面積は、7.4 m²/人となっており、全国平均 3.7 m²/人の 1.8 倍となっています。今後は、人口減少することが推計されているため、現状の施設をすべて維持した場合、町民一人あたり公共施設延床面積は高まることになることから、今後の人口規模に適した施設の保有量にする必要があります。
- (2) 人口動向や既存施設の必要性、利用状況等を踏まえ、複合化・転用・統廃合・集約等を行うことにより、施設保有量の最適化や配置を検討する必要があります。
- (3) 行政が提供するサービスの質と量を見直し、施設と機能を切り離し、施設にこだわらないサービスの提供を図る必要があります。
- (4) 既存施設の未利用スペースや未利用地等の余剰施設の利活用を検討する必要があります。

2. 施設の安全性や利便性

- (1) 建築後 30 年を経過した公共施設の延床面積は、全体の 58.7%を占めています。今後、老朽化の進展に応じて順次大規模改修や建替えが必要となり、年間 5 億円程度の費用が必要となることから、計画的に安全対策を講じることが必要となります。
- (2) 公共施設の 40%以上が旧耐震基準で建築された建物です。今後の予期せぬ地震に備えるため、耐震性の向上を図り、町民の安全確保へ向けた取組が必要となります。
- (3) 限られた財源の中で行政ニーズの多様化等に対応するため、行政として提供すべきサービスの見極め等、行政サービスのあり方を検討する必要があります。

3. 公共施設等に係るコスト

- (1) 人口減少、少子高齢化に伴う歳出の増加(社会保障費の増加等)や歳入の減少(税収の減少等)が予想されることから、将来の財政状況を見据えた財源の確保を図る必要があります。
- (2) 使用料等の見直し、受益と負担の適正化を図る取組が必要です。
- (3) 施設にかかる費用の平準化を図るため、長寿命化計画を策定しライフサイクルコストを縮減する必要があります。
- (4) 今後の人口動態や町民ニーズに配慮し、住民サービスの質を維持しながらも経費削減が図れるよう、施設の効率的な維持管理運営体制を検討する必要があります。

第4章 公共施設の管理に関する基本的な考え方

§1. 基本的な考え方

本町は、昭和20年(1945年)から昭和30年(1955年)頃をピークに人口減少に転じ、今後も人口減少が続くことが予想されています。同時に、高齢化が進行し生産年齢人口の減少が予想されています。また、財政状況も厳しく、今後の公共施設等の改修や更新等に投資できる財源が減少することが見込まれます。町民ニーズが多様化する中で、公共施設等に対するニーズが高まっていくことが考えられます。

そのため、施設保有量の抑制や長寿命化の推進、効率的な施設運営への転換等により、施設の改修・更新費、維持管理運営費等を削減し、持続的な公共サービスの提供を目指します。また、日常・災害時においても、町民が安全で安心して利用できる施設の実現を目指します。

§2. 基本原則

将来にわたり、町民生活を支える公共サービスを持続的に提供していくため、公共施設等の現状や課題及び基本的な考え方を踏まえ、公共施設等の管理に関する基本原則を以下のように設定し、効率的で効果的な施設管理を推進します。

■ 公共施設（建築施設）

その1：公共施設の複合化、集約化や広域連携等による保有量の最適化に努めます。

その2：定期的な点検や診断により、計画的な維持管理を図り、長寿命化の取組を推進します。

その3：公設・公営の発想を転換しサービス提供の主体を見極め、維持管理・運営費用を縮減する事業手法を検討し、施設運営の効率化に努めます。

■ インフラ系施設

その1：事後保全型から予防保全型の維持管理へ転換し、費用の平準化を図り、安全な施設整備に努めます。

その2：民間活力の導入の検討などにより、維持管理・運営の効率化に努めます。

その3：自然災害に対応するため、地域の防災拠点としての機能向上を図り、地域の安全性の確保に努めます。

§ 3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に向けた基本方針

1. 統合や廃止の推進方針

新規整備は、原則として行いません。公共施設サービスに対する新たなニーズがある場合は、既存施設の機能転換や未活用スペースの有効活用等を検討します。

施設の配置状況、機能の重複、利用状況、老朽化状況等を踏まえ、複合化・集約化・廃止等の方向性を定め、施設の保有量の縮減に取り組みます。

多機能化による利便性向上やユニバーサルデザインの導入などの取組を推進し、誰もが使いやすい施設の整備に努めます。

今後の社会情勢や町民ニーズ、自然災害への対応などを踏まえ、財政状況を考慮し、必要に応じた施設整備を行います。

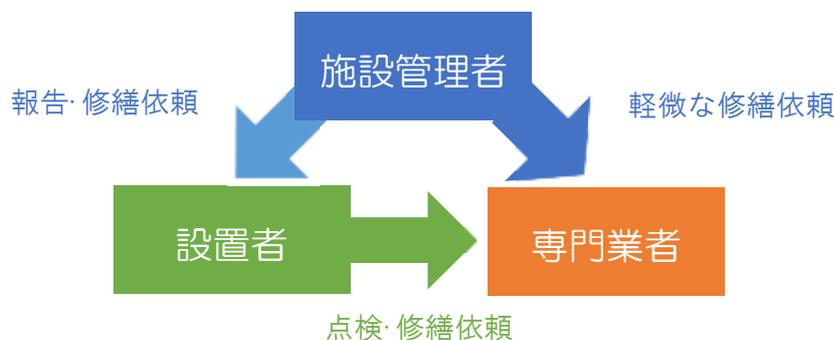
2. 点検・診断／維持管理・更新等の実施方針

①維持管理の体制

公共施設の建物・設備の維持管理は設置者の責務で行うものとなります。

設置者は、法令に定められた定期点検等を専門の技術者に依頼するほか、定期的に見回り目視点検等の維持管理を行っていますが、施設・設備の日常的变化は施設管理者が一番良く確認できる状況にあります。

従って、施設管理者の日常的な施設・設備の点検が重要となり、安全で快適な公共施設を維持するためには、「施設管理者・設置者・専門業者」の協力・連携体制が重要となります。



②日常的な点検

通年予算内で効率的に施設維持や管理及び老朽部の更新を行うには、施設管理を計画的に実施していくことが必要となります。施設の損傷が深刻化する前に、定期的な点検・調査を実施することで、問題箇所を早期に発見し、重篤な事故を未然に防ぐことができ、臨機応変で適切な対応を講じることで、突発的な維持費用の縮減が可能となります。また、災害時の二次被害も未然に防ぐことができるものと考えられます。

これらを計画的かつ確実に実践することで施設を良好な状態に保ち、長寿命化を図っていかねばなりません。

○情報の収集について

公共施設については、利用者において破損個所を発見される可能性が高いので、利用日誌に破損個所・老朽施設などの記入欄を設け、利用者からの情報提供を受けるとともに、施設管理者による利用日誌の点検を行います。

○情報の蓄積及び共有化について

施設管理者においては、利用日誌の内容を処理簿に記録し、所管課内で共有しながら補修や応急対策の履歴として管理します。

○緊急を要する対応について

巡回パトロールや利用者の通報によって発見された施設の異常については、早急に措置を講じる必要があると認められる場合は、別紙の緊急工事施工伺により、補修等にかかる工事を発注します。

日常的な点検(定期点検)については東彼杵町公共施設長寿命化計画に示された定期点検チェックシートに添って、①建物(敷地)、②建物(外部)、③建物(内部)、④電気設備、⑤機械設備、⑥防災設備の点検結果を記録するものとします。

③施設・設備点検の実施体制

施設・設備の継続的な点検の項目や内容と頻度について以下に整理します。

なお、専門業者以外が行う日常的な点検は、「②日常的な点検」に基づき、施設管理者で実施するものとします。

表 維持管理項目と手法(参考)

維持管理区分	項目	内容	頻度	主な担当者
日常的な点検	日常点検	機器及び設備について、異常の有無、兆候を発見する。	毎日	施設管理者
清掃	清掃	快適な環境を維持しながら建物の仕上材や機器の寿命を延ばすため、塵や汚れを除去する。	各点検に合わせて随時実施	施設管理者、専門業者
定期的な点検	自主点検	機器及び設備の破損、腐食状況を把握し、修理・修繕等の保全化計画を立てる。	1週、1か月、半年、1年等周期を設定	施設管理者
	法定点検	自主点検では確認できない箇所や法的に定められた箇所に関して専門者により点検する。		専門業者
臨時的な点検	臨時点検	日常、定期点検以外に行う臨時点検。	故障警報、気象情報等により、随時実施	施設管理者、専門業者

維持管理区分	項目	内容	頻度	主な担当者
情報管理	図面デジタル化	施設等の図面をデジタル化・管理し、点検や現状把握の際に活用する。	随時	施設管理者
	点検結果入力	点検・工事の履歴を作成し、各公立学校施設等の現状把握や計画への反映に活用する。	各点検に合わせて随時実施	施設管理者
	工事履歴作成		改修・修繕後に実施	施設管理者

④部位毎の対応手法

部位毎の対応の手法については、以下の3つに区分した対応手法を設定します。

- (Ⅰ)「建築物の構造躯体への影響が大きいことから、計画的な対応が必要」
- (Ⅱ)「運転の時間等または点検を介して不具合があれば故障する前に対応が必要」
- (Ⅲ)「事後保全対応する部位」

表 維持管理の部位毎の対応手法（参考）

	対象部位	具体例	対応手法	理由
建築	屋根・屋上	屋上防水・屋根	Ⅰ	屋根・屋上及び外壁の劣化に伴う亀裂の発生は漏水原因となる可能性が高い
	外 壁	RC造躯体・外壁ボード	Ⅰ	
	開 口 部	シャッター・アルミサッシ・スチール扉	Ⅱ	日常使用で不具合が発見できる
	内部仕上げ	床・壁・天井内装材	Ⅰ	雨漏れなどにより仕上げ材の劣化・損傷が進行する。日常使用で不具合が発見できる
電気設備	受 変 電	受電盤・変圧器・コンデンサー	Ⅱ	電気事業法による点検及び、消防法による点検が1回/年実施されており、点検を通じて不具合が発見できる
	通信・情報	映像・音響・インターホン	Ⅲ	日常使用で不具合が発見できる
	通信・情報(防災)	自動火災探知機・非常警報・非常灯	Ⅱ	消防法による点検が1回/年実施されており、点検を通じて不具合が発見できる
	被害・屋外	避雷針・外灯	Ⅲ	日常点検により不具合が発見できる
機械設備	空 調	パッケージエアコン 室外機	Ⅲ	日常使用で不具合が発見できる
	換 気	送風機・排煙機	Ⅲ	窓やドアを開けるなどして、代替え措置が可能
	給排水衛生	屋内給水設備・ポンプ	Ⅲ	衛生的環境の確保に関する法律により貯水槽の清掃を1回/年実施されており、清掃に合わせて点検を行い不具合が発見される
	消 火	消火栓	Ⅱ	消防法による点検が1回/年実施されており、点検を通じて不具合が発見できる
	昇降機等	エレベーター ダムウエーダー	Ⅱ	建築基準法に基づく点検が1回/年実施される。日常の使用の中で月1回程度作動確認を実施することで、不具合の発見が可能である

3. 安全確保の実施方針

日常点検や定期点検により、施設の劣化状況の把握に努める。更に災害時に防災拠点や避難所となる建物系施設もあるため、点検の結果をデータベース化し、危険が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえた上で計画的な改修、解体、除却の検討を行い速やかに対応します。

老朽化等により供用廃止された施設や、今後とも利用する見込みが無い施設については、周辺環境への影響を考慮し、解体や除却する等の対策を講じ、安全性の確保を図る。また次表の「施設の安全確保に係る項目」及び「施設の耐用性に関する評価項目」も参考に、日常点検や定期点検、施設の劣化状況の把握に努めます。

表 施設の安全確保に係る項目

評価項目			内容	
大項目	中項目	小項目		
安全性	敷地安全性	自然災害回避性	地震災害	・液状化・活断層・有・無
			土砂災害	・警戒区域・特別警戒区域・有・無
			浸水災害	・水害危険区域・津波高潮浸水区域・有・無
		敷地安全対応策	地盤安定性	・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域の有・無
			緊急自動車接近	・道路幅
			地盤調査結果	・軟弱地盤・盛土・埋立地・有・無
			危険物の種類	・消防法危険物（1類・2類・3類）・有・無
	保安距離	・危険物から50m以内、200m以内		
	建物安全性	構造安全性	基礎の安全性	・基礎の安全要件の満足度
			常時床荷重	・許容積載荷重・超過
		耐震安全性	建設年	・1981年6月以前
			耐震診断	・Is値>0.6 / 0.6>Is値>0.3 / 0.3>Is値
			耐震補強	・要・不要
			耐震等級	・等級
		耐風安全性	耐風等級	・等級
		対水安全性	浸水対策	・浸水に対する安全要件の満足度
		対落雷安全性	避雷針	・落雷に対する安全要件の満足度
		火災安全性	耐火安全性	延焼防止
	避難安全性		避難路確保	・避難路確保
	消火安全性		消火活動・経路確保	・非常用出入口・窓先空地・防火設備・防火用水確保
	生活環境安全性	空気質安全性	空気質測定	・有・無・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況
			空気質安全性の確保	・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン放散速
		水質安全性	水質検査	・有・無
			水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度
		傷害・損傷防止性	転倒・転落防止性	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度
			落下物防止性	・落下物防止に対する安全要件の満足度
			危険物の危険防止性	・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度
有害物質	アスベスト排除	・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況（年代・部位）		

評価項目			内 容	
大項目	中項目	小項目		
	排除性	PCB 排除	・トランス・蛍光灯・シーリングから PCB 排除状況（年代・部位）	
			フロン・ハロン対策	・冷媒・断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況
			CCA対策	・木造土台のCCA・有無
	公害防止性	公害防止性	日照・通風障害防止性	・日照・通風障害防止要件の満足度
			風害防止性	・風害防止要件の満足度
			電波障害防止性	・電波障害防止要件の満足度
			騒音・振動・悪臭防止性	・音・振動・悪臭防止要件の満足度
			障害防止性	・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度
			外構の維持保全	・外構の維持保全要件の満足度

出典：（FM 評価手法・JFMES13 マニュアル（試行版））

表 施設の耐用性に関する評価項目

評価項目			内 容	
大項目	中項目	小項目		
耐用性	耐 久 性	耐用年数	経過年数	・経過年数の%
			耐用年数（償却）	・法的耐用年数
		耐久性	構造材耐久性	・構造耐用年数（60年）と築年の差
			外壁・屋根耐久性	・外壁・屋根耐用年数（40年）と改修年の差
	付属設備耐久性		・設備耐用年数（20年）と改修年の差	
	不 具 合 現 況	構造不具合	基礎・躯体	・沈下、亀裂、欠損の状況
			土台	・腐れ、欠損の状況
			柱、梁、壁、床等	・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌別れ、ゆるみの状況
		外部仕上不具合	屋根	・排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況
			外壁	・剥落、落下、ひび割れの状況
			窓枠、サッシ、ガラス	・腐朽、ゆるみ、落下、パテ・シーリングの状況
		内部仕上不具合	天井	・たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下・有・無
			内壁	・割れ、剥がれ、変色・有・無
			床	・割れ、剥がれ、変色・有・無
		付帯設備不具合	煙突、屋外階段	・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況
			広告塔、吊り看板、他	・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
		建築設備不具合	電気設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			給排水衛生設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			空調換気設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			搬送設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
その他設備機器本体			・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況	

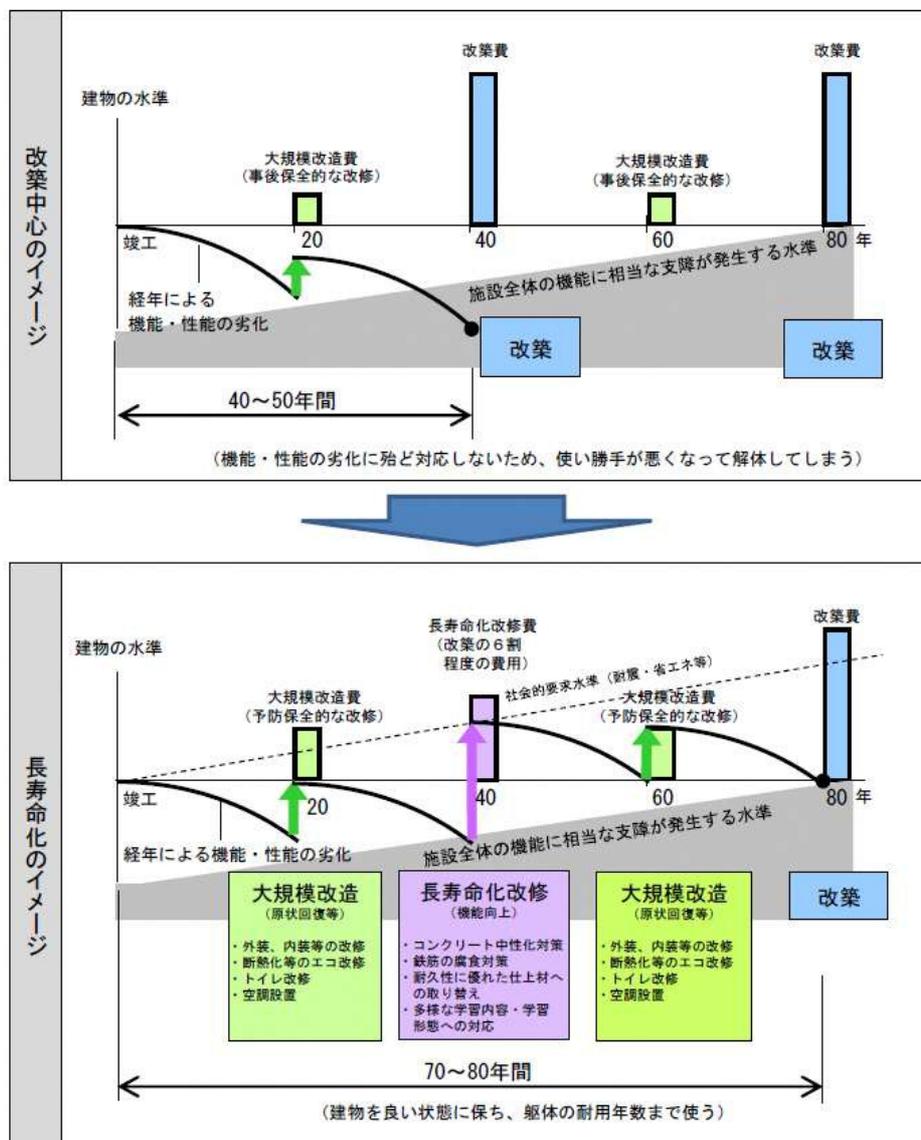
出典：（FM 評価手法・JFMES13 マニュアル（試行版））

4. 耐震化の実施方針

点検・診断や耐力度調査等により耐震性に問題があると判断された場合は、計画的な耐震改修の実施や耐震性のある施設への更新を図ります。

5. 長寿命化の実施方針

今後の公共施設等の改修や更新等に投資できる財源が減少することが見込まれる一方、町民ニーズが多様化するなど、公共施設等に対する需要が高まっていくことが考えられることから、中長期的な維持管理などにかかるトータルコストの縮減・予算の平準化を実現するため、改築より工事費が安価で、廃棄物や二酸化炭素の排出量が少ない長寿命化改修への転換を図ります。また、施設保有量の抑制や長寿命化の推進、効率的な施設運営への転換等により、施設の改修・更新費、維持管理運営費等を削減し、持続的な公共サービスの提供を目指します。



一般的には、適切な維持管理がなされることを前提に、前述の構造躯体の健全性の評価結果等に基づき、本町の公共施設の目標使用年数を次のように設定します。

構造別の望ましい耐用年数		
鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造	木造
80年	80年	50年

設定した目標使用年数まで建物を使用し、施設の機能・性能の低下を長期間放置することなく、求められている水準まで引き上げる機会を定期的に得るため、改修周期を以下のように設定します。

	目標使用年数	大規模改造の周期	長寿命化改修の周期
公共施設	80年	築20年／80年	築40年

インフラ系施設に関しては、各インフラ施設の長寿命化計画に基づき、種別ごとの特性や重要性、緊急性を考慮し、計画的な維持管理を推進します。

施設の整備や維持管理にかかる費用の平準化を図ります。

6. ユニバーサルデザインの推進方針(新規)

「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」(平成29年2月20日 ユニバーサルデザイン・2020 関係閣僚会議決定)を踏まえ、公共施設等の整備、改修にあたっては、障がいの有無、年齢、性別、言語等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮するほか、施設のバリアフリー化による利便性の向上に努め、誰もが安全に利用できる施設を目指します。

7. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針(既計画 P52)

町民利用施設の使用料について、利用状況や施設ごとの維持管理経費などを踏まえた上で、受益者負担の視点から必要に応じて見直しを図ります。加えて、開館日や開館時間、人員配置などの見直しを検討し、より効率的な管理運営を図ります。

指定管理者制度、PPP/PFI等、民間活力の導入を図り、効率的な維持管理、運営の実現を図ります。

地域の課題や要望に対応し、簡素で効率的な住民参加型の行政を推進するため、町民の参画の機会充実や人材育成などを図り、町民と行政との協働による施設管理体制を構築します。

近隣自治体が保有する施設との連携を図り、相互利用による維持管理費の分担等を検討します。

国・県の補助制度等の活用、民間活力の活用、公共施設整備基金の活用などにより、公共施設の整備・更新に要する費用の財源確保に努めます。

インフラ系施設に関しては、PPP/PFI、包括的民間委託の導入など、効率的な維持管理・運営の方策を検討します。

国・県の補助制度等の活用、民間活力の活用などにより、保全費用の確保を図ります。

8. 保有する財産の活用や処分に関する基本方針(新規)

目的どおりに利用しているが、利用者が少ない等問題がある財産やまた、実現可能な打開策の計画もなく、能力維持に限界がある財産は、能力限界財産とし、次表の通り見直し方法を判断します。

表 能力限界財産見直しの型と内容

型	内容
民間譲渡型	財産の目的を考慮した民間事業者を選定し、条件付一般競争入札による売却を原則とし、予定価格は、不動産鑑定評価額とする。
統合型	直ちに統合に関する計画を策定し実現する。統合により遊休化した施設は、施設の目的と必要性を再検討する。
縮小型	施設の使用部分を見直し、未使用の部分は、一部処分または民間等への賃貸を検討し遊休化を防ぐ。
必要性検討型	施設の目的と必要性を再検討する。

所有財産の処分に区分された施設は、施設の目的と必要性を再検討して、次表のいずれかの型で処分を行います。

表 単純財産処分の型と内容

型	内容
通常売却型	複数の購買者が見込まれるので、一般競争入札による売却を原則とする。予定価格は、不動産鑑定評価額とする。なお、建物等がある場合は、建物付売却とする。
特定売却型	購買者が限定されるため、随意契約により売却とする。予定価格は、不動産鑑定評価額とする。
建物付売却型	一般競争入札による売却を原則とする。予定価格は、不動産鑑定評価額とする。
復旧投資型	復旧することに注力する。復旧後は単純財産処分の型と内容の表に従って、型の見直しを行う。
追加投資型	費用対効果を十分検討した上で商品化し、通常売却型を参考に売却する。
中期保有型	障害解決に注力する。解決後は型の見直しを行う。

第5章 公共施設の維持管理・更新等に関する目標

§1. 長寿命化による維持管理・更新等にかかる経費の見込み

1. 個別施設計画策定による方針等の反映

本町では、以下の個別施設計画を策定し、施設における方針を策定しています。見直しにおいて個別施設の方針を反映した、長寿命化による試算を行います。単価は個別計画の試算単価を使用し、以下の条件により試算を行います。

1) 更新周期（耐用年数）設定

構造	更新周期	長寿命化周期	大規模改修周期
コンクリート造・鉄骨造	80年	40年	20年・40年
木造	50年	実施しない	25年

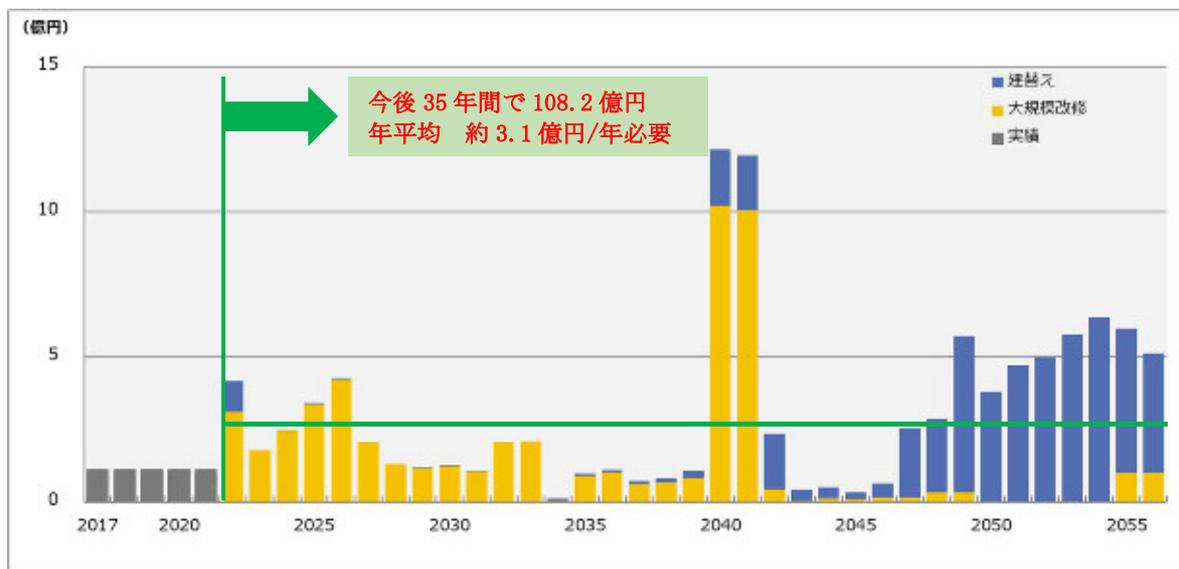
2) 建替えを検討しない施設

大分類	施設
行政系施設	農協大楠事業所跡地・農産加工センター（中央幼稚園跡）
その他	旧大楠小学校・旧音琴小学校・旧千綿小学校

2. 試算結果

試算の結果、目標年次令和 38 年(2056 年)までの今後 35 年間では、108.2 億円が必要で、年平均約 3.1 億円の大規模改修・更新(建替え)費用が必要となります。

建替え (億円)	54.4	大規模改修 (億円)	53.8	実績	5.5	合計 (億円)	113.7	年平均額 (億円)	2.8
-------------	------	---------------	------	----	-----	------------	-------	--------------	-----



3. 長寿命化による対策の縮減効果

今回の見直しに際し、町の現有公共施設保有量で試算を行った場合、今後 15 年間で総額 181.5 億円、年間約 5.2 億円/年必要となる試算結果となりました。個別施設計画で示した方針に基づいて試算した結果は、今後 35 年間で 108.2 億円、年間 3.1 億円/年となり、総額で、73.3 億円、年当たり、2.1 億円/年の縮減効果が見込めるものとなりました。

§ 2. 公共施設の維持管理・更新に関する目標

1. 公共施設の延床面積に関する数値目標

長寿命化による施設管理を行えば、ある程度の財政負担を軽減できることを踏まえ、本町の公共施設(建築施設)の保有量の削減目標は、施設所管課の意向(施設の今後の方向性等)を踏まえ、引き続き計画策定時に設定した 2056 年(令和 38 年)までに「約 25% (延床面積ベース) 程度」を削減することを目標とします。

第6章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

本章では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に向けた基本方針及び東彼杵町公共施設寿命化計画に基づき、公共施設（建築物）とインフラ施設について施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を示します。

【公共施設（建築物）】

(1) 町民文化施設

中分類	管理に関する基本的な方針
集会施設	<ul style="list-style-type: none"> ○「東部地区コミュニティセンター」は、より効率的な管理運営を行うため、施設の利用状況や地域住民の意向を踏まえ、定期的な点検を実施し、現状を維持するための適切な管理を計画的・効率的に行っていきます。 ○「大野原周辺地区集会所」および「蕪みどり集会施設」は、地区の社会教育、体育その他住民の文化活動発展に資するための中心施設として定期的な点検を実施し、計画的な維持管理（予防保全）を進め、安全の確保や施設の長寿命化を図ります。
文化施設	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の指定避難所に指定されているため、適切な点検および維持管理による安全確保を図り、優先的に老朽化対策や耐震化の向上を推進します。 ○定期的な点検を実施し、計画的な維持管理（予防保全）を進め、安全の確保や施設の長寿命化を図ります。 ○効率的・効果的な管理運営を図るため、「総合会館」内の他機能施設と連携し、指定管理者制度の導入など、民間活力の活用について、検討します。 ○近隣市町と連携を図り、同企画や同趣旨企画を立案し合同興行等による運営コストの削減に努めます。

(2) 社会教育施設

中分類	管理に関する基本的な方針
図書館	<ul style="list-style-type: none"> ○老朽化が著しいため、大規模改修や建替え等の更新の時期に合わせ、利用・運営状況や将来需要を含め総合的に判断し、施設規模の縮小、集約化、複合化などを検討します。それまでは、定期的な点検を実施し、現状を維持するための適切な管理を計画的・効率的に行っていきます。 ○サービス向上の観点から、周辺自治体や県保有の施設との機能連携や相互利用を図ります。 ○今後も継続して、嘱託職員による施設運営を行うことにより人件費削減を図ります。
博物館等	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的な点検を実施し、計画的な維持管理（予防保全）を進め、安全の確保や施設の長寿命化を図ります。 ○サービス向上の観点から、周辺自治体や県保有の施設との機能連携や相互利用を図ります。 ○今後も継続して、嘱託職員やボランティア等による施設運営を行うことにより人件費削減を図ります。

(3) スポーツ・レクリエーション施設

中分類	管理に関する基本的な方針
スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> ○老朽化が著しく、利用者の少ない施設は、大規模改修や建替え等の更新の時期に合わせ、利用・運営状況や将来需要を含め総合的に判断し、施設規模の縮小、集約化、複合化などを検討します。 ○災害時の指定避難所に指定されている施設は、適切な点検および維持管理による安全確保を図り、優先的に老朽化対策や耐震化の向上を推進します。 ○今後も保有する施設は、定期的な点検を実施し、計画的な維持管理（予防保全）を進め、安全の確保や施設の長寿命化を図ります。 ○効率的・効果的な管理運営を図るため、指定管理者制度の導入など、民間活力の活用について、今後検討します。
レクリエーション施設・観光施設	<ul style="list-style-type: none"> ○安定的な集客力が見込める施設のため、まちづくりの観点から今後の施設維持について、利用動向やニーズを踏まえつつ、町民や大学などとの連携を図ります。 ○サービスに対する付加価値として、観光客等の施設利用者が安心・安全に利用できるよう防犯やユニバーサルデザイン等に配慮した施設整備に努めます。 ○定期的な点検を実施し、計画的な維持管理（予防保全）を進め、安全の確保や施設の長寿命化を図ります。 ○指定管理者制度を導入している施設は、指定管理者との連携を図り、効率的な維持管理運営に努めます。

(4) 産業系施設

中分類	管理に関する基本的な方針
産業系施設	<ul style="list-style-type: none"> ○老朽化が著しい施設は、大規模改修や建替え等の更新の時期に合わせ、利用・運営状況や将来需要を含め総合的に判断し、施設規模の縮小、集約化、複合化などを検討します。 ○「農産加工センター」は、老朽化が著しいため、施設利用において安全確保が困難であると判断し、廃止を決定しています。今後、解体、跡地利用について検討します。 ○災害時の指定避難所に指定されている施設は、適切な点検および維持管理による安全確保を図り、優先的に老朽化対策や耐震化の向上を推進します。 ○今後も保有する施設は、定期的な点検を実施し、計画的な維持管理（予防保全）を進め、安全の確保や施設の長寿命化を図ります。 ○特定の利用者のみが利用する施設は、地域意向を踏まえ、地域管理へ向けた検討を進めます。 ○「里漁港荷捌き場上屋」は、『水産基盤供給施設保全計画（策定中）』に基づき、適切な維持管理に努めます。 ○「道の駅「彼杵の荘」」は（地域防災機能の強化など）を進めます。

(5) 学校教育施設

中分類	管理に関する基本的な方針
学校	<ul style="list-style-type: none"> ○統廃合後の解体、跡地利用については、地域の意見を十分に反映させ、様々な利活用の方法を検討します。 ○全ての学校は、災害時の指定避難所に指定されているため、適切な点検および維持管理による安全確保を図り、優先的に老朽化対策を推進します。また今後、既に統合された小学校の代替となる指定避難所を検討します。 ○今後も保有する施設は、定期的な点検を実施し、計画的な維持管理（予防保全）を進め、安全の確保や施設の長寿命化を図ります。
その他教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ○老朽化が著しい施設は、大規模改修や建替え等の更新の時期に合わせ、利用・運営状況や将来需要を含め総合的に判断し、施設規模の縮小、集約化、複合化などを検討します。 ○災害時の指定避難所に指定されている施設は、適切な点検および維持管理による安全確保を図り、優先的に老朽化対策や耐震化の向上を推進します。 ○今後も保有する施設は、定期的な点検を実施し、計画的な維持管理（予防保全）を進め、安全の確保や施設の長寿命化を図ります。 ○「総合会館（教育センター）」は、効率的・効果的な管理運営を図るため、指定管理者制度の導入など、民間活力の活用について、今後「総合会館」に所存する他施設と連携して検討します。

(6) 子育て支援施設

中分類	管理に関する基本的な方針
幼児・児童施設	<ul style="list-style-type: none"> ○老朽化が著しいため、利用・運営状況や将来需要を含め総合的に判断し、学校施設との複合化（余裕教室の活用等）などを検討します。それまでは、定期的な点検を実施し、現状を維持するための適切な管理を計画的・効率的に行っていきます。 ○効率的・効果的な管理運営を図るため、指定管理者制度の導入など、民間活力の活用について、今後検討します。

(7) 保健・福祉施設

中分類	管理に関する基本的な方針
保健施設	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の指定避難所に指定されているため、適切な点検および維持管理による安全確保を図り、優先的に老朽化対策や耐震化の向上を推進します。 ○効率的・効果的な管理運営を図るため、「総合会館」内の他機能施設と連携し、指定管理者制度の導入など、民間活力の活用について、検討します。 ○「総合会館（保健センター）」は、町の保健センターとしての重要な役割を担っており、業務の効率化の観点から、本庁の機能（保健に関する）の一部移転を検討します。

(8) 行政系施設

中分類	管理に関する基本的な方針
庁舎等	<ul style="list-style-type: none"> ○老朽化が著しいため、行政サービスの向上、安心・安全のまちづくりの確保等の観点から、町の将来を見据え、広く町民に利用され親しまれる庁舎として建替えや周辺の公共施設との複合化などの整備手法を検討し、再整備に向けて協議、決定を行っていきます。 ○庁舎今後の施設のあり方について決定されるまでは、行政サービスの提供の場および防災の拠点施設としての社会的な役割を考慮し、特に建物の健全性を重視すべき施設として、適切な点検および維持管理による安全確保を図り、優先的に老朽化対策や耐震化の向上を推進します。 ○再整備にあわせ、今後の維持管理については、民間活力の活用により、民間事業者の創意やノウハウを取り入れるなど、効率的・効果的なサービスの提供を目指します。
消防施設	<ul style="list-style-type: none"> ○消防分団の詰所・格納庫は、地域に必要な防災機能を確保するため、計画的に更新を実施します。 ○適切な点検により、施設の老朽化状況を把握し、建替えの緊急性などを見極め、計画的な維持管理（予防保全）を進め、安全の確保や施設の長寿命化を図ります。
その他行政系施設	<ul style="list-style-type: none"> ○「農協大楠事業所跡地」は、廃止とします。

(9) 公営住宅等

中分類	管理に関する基本的な方針
公営住宅等	<ul style="list-style-type: none"> ○『東彼杵町公営住宅等長寿命化計画』に基づき、長寿命化について考慮しながら、適切な活用手法の検討および設定を行い、改善・整備を進めます。 ○老朽化が著しく住宅機能が低い団地においては、「用途廃止」、「建替え」を当該住民の意向等を踏まえた上で、実施していきます。また、長期的な視点に立って、建替え検討や建替えによる余剰地や用途廃止用地の有効活用についても検討をはじめます。 ○長寿命化を図るべき団地においては、町が推進する定住促進の施策や民間の住宅供給との調整を図りながら、「維持管理」、「個別改善」を計画的に実施していきます。 ○公営住宅のストックの状況把握においては、修繕・管理の実施履歴を住棟ごとに随時、更新・確認ができるよう整理し、その結果を踏まえ、予防保全的な維持管理方針、対応改善策を策定し、それに基づき維持・修繕等を実施します。 ○多様化する町民ニーズや世帯構成の複雑化（若者、母子家庭、高齢者等）に対応するため、公営住宅が担う役割を損なうことがないよう配慮し、PFI手法の導入など、民間活力の導入についても検討を進めます。 ○町南部に立地している唯一の団地であるため今後も活用すべき団地である。簡易耐火造で既に耐用年数を経過し建物躯体の劣化も進行していることから建替えを計画します。

(10) 供給処理施設

中分類	管理に関する基本的な方針
供給処理施設	<ul style="list-style-type: none">○「東彼杵グリーンテクノパーク汚水処理施設」は、工業団地内に立地する企業からの二次処理水を適切に処理し排水するために設けた施設であり、今後も引き続き適切な維持管理を実施します。○特殊な設備を有しているため、今後も継続して外部委託による設備等の保守点検を適切な時期・方法により実施します。

(11) その他(建築施設)

中分類	管理に関する基本的な方針
その他(建築施設)	<ul style="list-style-type: none">○老朽化が著しく、利用ニーズの少ない施設は、廃止、解体、売却などを検討します。○「お試し住宅(寄附受入建物)」および「明治の民家」は、町が推進する定住促進の施策やまちの将来像を見据え、新たな用途への転用を検討します。○今後も保有する施設は、定期的な点検を実施し、計画的な維持管理(予防保全)を進め、安全の確保や施設の長寿命化を図ります。

【インフラ施設】

(1) 道路

管理に関する基本的な方針
<ul style="list-style-type: none">○新規の道路整備については、幹線道路(町道、農林道)を中心として道路機能の向上を図るため、必要な整備を進めます。○その他道路については、町民ニーズを基本としながら、利用形態や頻度(交通量等)、路線系統(循環型、連続性)を判断基準として、優先順位を決め、整備を進めます。○幹線道路(町道、農林道)については、日常的な点検及び予防保全型の維持管理を実施します。○その他道路については、町民からの要望ヒアリング等による対症療法型を基本とし、軽微な場合は、町民の参画と協働による維持作業の拡大を図ります。

(2) 橋梁

管理に関する基本的な方針
<ul style="list-style-type: none">○『橋梁長寿命化修繕計画』に基づき、従来の対症療法型から予防保全型の維持管理および計画的な架替えにより費用の縮減を図ります。○全般的に老朽化が進行しているため、将来交通量や迂回の可能性等を慎重に判断し、幹線道路や避難経路となる道路の橋梁など優先順位が高いものから整備を進めます。○財政状況を考慮した対策を実施し、効率的な維持管理に努めます。

(3) 上水道

管理に関する基本的な方針

- 『簡易水道統合計画』および『統合整備計画』に基づき、引き続き施設の統廃合を進めます。
- 水道未普及地区の解消を図り、普及率の向上に努めるとともに、施設の定期点検を行うことにより、劣化状況や重要度に応じて、効率的・効果的な改修、維持管理に努めます。
- 機能診断による長寿命化を図り、路線の重要度および経済性も含め総合的判断し、必要に応じて管路のダウンサイジング（減径・撤去）、耐震化に対応した管への更新などを進め、更新コストの縮減および平準化を図ります。
- 将来にわたって持続可能な事業経営を行うために、投資コストの平準化やトータルコストの縮減が重要となるため、「アセットマネジメント（資産管理）」の策定について検討します。
- 利用者ニーズに対して柔軟な対応や業務の効率化を図るため、今後、民間活力の導入についても検討します。

(4) 下水道

管理に関する基本的な方針

- 『東彼杵町公共下水道事業計画』に基づき、公共下水道の整備を進めます。
- 集合処理区域外における大村湾に流入する汚濁負荷量の軽減を図ります。
- 汚水処理施設整備の一層の効率化を図るとともに、施設の定期点検を行うことにより、劣化状況や重要度に応じて、効率的・効果的な改修、維持管理に努めます。
- 老朽化し耐震性能が確保されていない管渠は、必要に応じ耐震化を進めます。
- 農業集落排水および漁業集落排水は、『東彼杵町集落排水施設最適整備構想』に基づき、計画的に機能保全対策を行い、施設の長寿命化を図ります。
- 施設の維持管理は、公共下水道は、包括的民間委託を導入し、農業集落排水および漁業集落排水は、毎週巡回・水質管理等を年間委託業務として発注しています。今後も引き続き効率的・効果的な運営に努めます。

(5) 漁港

管理に関する基本的な方針

- 『漁港機能診断保全計画書』に基づき、施設の機能を保全するために必要な日常管理や保全・更新工事を計画的に実施します。また、効率的な維持管理、既存施設の長寿命化を実施し、ライフサイクルコストの縮減および対策コストの平準化を図ります。

(6) 公園

管理に関する基本的な方針

- 農村公園は、地区への移譲も含め、今後の維持管理の手法について検討します。
- 小規模公園は、地域住民の意向を踏まえ、地区への移譲を検討します。
- 今後も保有する施設は、安全対策の一環として遊具等の老朽化対策や安全点検を実施します。
- 町が保有するすべての公園（地区が管理している公園を含む）の台帳や条例規則の整備を進め、管理体制の一元化の推進し、事務の効率化と維持管理費の縮減を図ります。

(7) 土地

管理に関する基本的な方針

- 現在所管課による管理されている遊休地および将来的に施設の解体等で生じる遊休地は、定住促進や企業誘致などに寄与することから、積極的に民間への貸付・売却等、土地の有効利用や借地の解消を検討します。

第7章 総合的かつ計画的な管理に向けた方策

§1. 総合的かつ計画的な管理に向けた方策

1. 全庁的な取組体制の構築

今後、効率的かつ効果的に公共施設等のマネジメントを推進していくためには、全庁的に本計画の趣旨を共有し、庁内横断的に連携を図りながら、個別計画を策定し推進していく必要があります。

人口、財政状況、町民ニーズ等を考慮した上で、総合的な観点から公共施設等のマネジメントを確立するため、部署の横断的な調整、施設情報の一元化や共有が不可欠となります。各公共施設等の維持管理（営繕補修も含む。）や運営（施設サービス等）については、各施設の所管部署が個別に実施しますが、管財部署が中心となり、施設情報の一元管理、各部署に対する支援・調整計画の進捗管理等を行うことにより実効性のある庁内体制の構築を図ります。

2. 町民との情報共有

公共施設の最適な施設配置や有効活用、維持管理等を推進していくため、本町のホームページや広報紙等を活用し、財政状況や公共施設等の現状、計画の進捗状況等について認識の共有を図ります。

施設の再編にあたっては、町民の意見や地域の実情等を十分に踏まえ、理解を得ながら取組を推進します。

3. 財源の確保

長寿命化を前提とした今後40年間の維持更新コストにおいても、改築や長寿命化改修のタイミングが重なり、年間工事費が大きくなる年が出てきます。

今後の定期的な点検や5年ごとの見直し（実施計画の更新）において、劣化や構造躯体の状況を見極めつつ、適正な実施計画を検討して改修を進めていきます。

また、効率的な公共施設の長寿命化を実施していくために必要となる経費については、全体の予算編成を踏まえながらその確保に努めます。各年度の公共施設等の改修や更新等に係る費用の平準化を図り、財政負担の軽減に努めます。

4. 職員の意識改革

本計画を着実に推進していくためには、職員が公共施設等の現状や課題、本計画の趣旨を十分に理解し、危機意識を持って公共施設等の最適化に向けた取組を推進することが重要となります。

そのため、職員を対象とした公共施設等のマネジメントに関する研修等を通じて職員のコスト意識の醸成を図り、職員の意識向上に努めます。

§ 2. 地方公会計の活用

維持管理に必要な情報は各施設の所管課に分散して存在しており、それぞれが把握するデータ項目・データの捉え方や更新頻度の違いもあわせて、現状のままでは、管理が不十分となったり、事務や予算執行の効率性は低いままに留まったりするといった問題が起きやすい状況です。

町では、財政の効率化・適正化や財務情報の開示のために、統一的な基準による地方公会計の整備をおこなっています。

公会計との連動として、公会計制度の導入にあわせて、資産額や減価償却費等を含めたコスト構造の見える化（可視化）を図るため、固定資産台帳、施設別・事業別財務諸表との連動を進め、公共施設等の効果的な維持管理を推進します。

§ 3. フォローアップの実施方針

1. PDCA サイクルの推進等にかかる方針

本計画のフォローアップについては、施設の老朽化に関する点検・評価を実施し、その結果を踏まえて必要に応じ、5年を基本として見直します。

なお、状況により本計画の計画期間の範囲内であっても、計画の進捗状況等についてフォローアップを実施し、目標の達成状況等を把握します。

フォローアップの評価結果については、議会への報告や町民への公表など、その方法についても検討していきます。

また、国土強靱化の理念に基づいた避難所機能の強化、バリアフリー化、高効率照明への改修、太陽光発電等の再生エネルギーの導入による省エネ化等、社会的需要に対応するための施設整備・更新に努め、整備効果による検証を継続的に行うとともに、PDCAサイクルを着実に確立していきます。

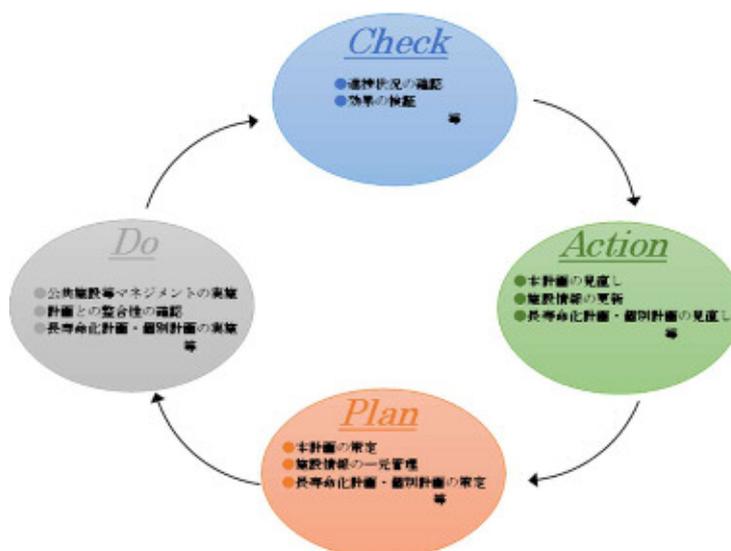


図 PDCA サイクルのイメージ

§ 4. 計画の推進スケジュール

総合管理計画は、40年間の長期視点に立ち、公共施設等の総合管理に向けた基本方針です。総合管理計画の全体方針や類型別方針を踏まえ、令和3年度に個別施設計画（長寿命化計画等）を策定しています。本計画を見据え、概ね5年ごとに個別施設計画の見直しを実施し、公共施設等の適正配置をさらに推進していきます。

時期	策定年度 (H28年度)	短期 (H29～R3年度)	中期 (R4～8年度)	長期 (R9～38年度)
全体計画	公共施設等総合管理計画	R3改訂版	推進	公共施設等総合管理計画の見直し
個別施設計画		実施・実行 個別施設計画 (長寿命化計画) 概ね5年ごと見直し	個別施設計画 (長寿命化計画) 概ね5年ごと見直し	個別施設計画

注: 全体計画と個別施設計画の間には、策定年度から短期にかけての移行を示すL字の矢印があります。また、短期の個別施設計画から中期の個別施設計画へは「反映」として矢印が伸びています。